# 芦屋市養護者による 高齢者虐待 対応マニュアル

## 【第4版】

平 成 3 0 年 4 月 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会

#### はじめに

平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称「高齢者虐待防止法」)は、第 1 条で「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」との認識を示しています。

高齢者虐待防止の取組は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものです。虐待という言葉から、高齢者の養護者は加害者として捉えられがちですが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の名称が示すとおり、高齢者虐待防止の取組には、養護者支援の視点が極めて重要です。

養護者支援により高齢者虐待を防止するためには、できるだけ早い段階で把握し、対応することが必要です。そのためには、高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さなど、養護者が発する SOS を的確に把握することが求められます。

この「芦屋市養護者による高齢者虐待マニュアル」は、高齢者虐待のサインに気づき、 適切な養護者支援につなぐための手引きとして、「高齢者虐待防止法」に規定されている、 「養護者による高齢者虐待」に着目して作成しています。

高齢者虐待のサインに気づいたら、情報を共有し、養護者支援の視点から適切に対応するとともに、虐待が疑われる場合には、高齢介護課や高齢者生活支援センターにご相談くださいますようお願いします。

このたび、初版を刊行後、10年を経て、高齢者虐待対応の実績と検証結果に、新たな社会資源や仕組みを取り入れたマニュアルの改訂を行いました。

本マニュアルの刊行により、高齢者がいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らしていけること、また、養護者の負担軽減につながること、さらには支援に携わる関係機関や関係者の業務遂行にあたっての一助となることを期待しています。

平成 30 年 4 月

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 委員長 神 部 智 司

## 目次

1	養語	<b>養者による高齢者虐待のとらえ方</b>	1
	1 2 3	「高齢者」のとらえ方	1
2	芦属	屋市における「権利擁護支援」の取り組み	6
	1 2	「芦屋市地域発信型ネットワーク」構築の取り組み 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の位置づけ	
3	芦属	屋市における高齢者虐待対応及び防止の取り組み	1 0
	1 2 3	高齢者虐待防止法に規定される市の役割と責務	1 0
4	虐待	寺対応と個人情報の取扱い	1 3
	1 2	個人情報保護法, 高齢者虐待防止法で示された利用の制限等 個人情報保護法の例外規定	
5	高幽	<b>鈴者虐待の基本的な対応の視点</b>	1 4
	1 2 3 4 5	高齢者への支援の視点	1 4 1 5 1 6
6	虐待	寺対応フロー	1 9
盾	<ul><li>旨待対</li><li>1</li><li>2</li><li>3</li><li>4</li><li>5</li><li>6</li><li>7</li><li>8</li></ul>	対応フローチャート相談・通報・届出の受付	2 1 2 4 2 5 2 7 3 0 3 5 3 7
	9	その他要請会議	4 2

7	高的	齢者虐待防止法における市町村の権限行使	4 4
	1	立入調査	4 4
	2	やむを得ない事由による措置	4 7
	3	面会制限	4 9
	4	成年後見制度市長申立ての必要性の判断	5 1
8	養	護者による高齢者虐待ケースレビュー	5 3
9	関化	系法令等	5 5
	1	高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	5 5
	2	老人福祉法(抜粋)	
	3	老人福祉法施行令(抜粋)	6 3
	4	老人福祉法施行規則(抜粋)	6 4
	5	芦屋市入所措置等に関する規則(抜粋)	6 5
	6	芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱	6 6
	7	芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿	6 7
	8	芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領	6 8
	9	芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員名簿	7 0
	10	芦屋市権利擁護支援センター専門委員会 構成員名簿	7 1
1	0 5	引用·参考文献	7 2
1	1 ‡	相談先等一覧	73

## 1 養護者による高齢者虐待のとらえ方

高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)では, 高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています(第2条第項)。

本マニュアルはそのうち、①養護者による高齢者虐待について作成したものです。

#### 1 「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています(第2条第1項)。 そして、高齢者虐待防止法の附則2で、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対して虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。」と規定しており、「高齢者」にあたらない者についても適切な対応が必要です。

#### 「65 歳未満の者」への対応

高齢者虐待防止法に従えば、形式的には 65 歳未満の者は適用外となりますが、65 歳未満の者に対しても虐待が生じている場合は、対応を要するという点において 65 歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号における地域支援事業のひとつに「被保険者に対する 虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う」 ことを市町村が実施するよう義務づけられていますが、ここでいう被保険者は 65 歳以上に限定さ れていません。また、老人福祉法第 5 条の 4 第 1 項でも措置の対象者は「原則 65 歳以上の者」と 定義していますが「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含め られています。

よって,65歳未満の者に対する虐待についても,高齢者虐待防止法の趣旨に則り,必要に応じて「高齢者」に準じた対応を実施することが重要です。

#### 2 「養護者」による高齢者虐待の定義と類型

高齢者虐待防止法では,養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています(第2条第2項)。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする 人を指していると考えられます。具体的には、金銭の管理、食事や介護などの支援、自宅や自室の 鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為の管理や提供をしていることが該当すると考えられます。

高齢者と同居している場合に限らず, 例えば近所に住みながら世話をしている親族や知人も「養護者」に含まれると考えられます。

現に養護していない人による虐待については、虐待を行っているものが「養護者」に該当するか どうか(全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等)具体的な事実に即して適切に判断 する必要があります。

また,「現に養護する」養護者が,同居人による高齢者への虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり,高齢者虐待に該当します。

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待を、養護者がその養護する高齢者に対して行う 以下の行為と規定しています(第2条第4項)。

#### 「養護者による高齢者虐待」の定義と類型

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ,又は生じるおそれのある暴力を加えること
放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置,養護者以外の同居人による虐待行為 の放置など,養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者に対するわいせつな行為をすること又は高齢者に対してわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当 に財産上の利益を得ること

これらは広義の高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利・利益を侵害される 状態や生命,健康,生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で,高齢者虐待防止 法の対象を規定したものということができます。

市町村及び都道府県は、高齢者虐待防止法に規定するものと判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されている、生命や健康、日常生活が損なわれるような事態が予測される場合は、 高齢者虐待防止法の取扱いに準じて必要な対応を取る必要があります。

#### 養護者による高齢者虐待類型の例

	<b>養護者による局断者虐待規型の例</b>			
区分	具体的な例			
身体的虐待	①暴力行為などで、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を投げつける。 ・本人に向けて刃物を近づける、振り回す。(※)など ③本人の利益にならない強制された行為によって痛みを与える、代替方法があるにもかかわらず高齢者に強制させる行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させる際に無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰摂取させて、動きを抑制する。など)。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など			
放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の支援を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。			

放棄・放任	<ul> <li>【具体的な例】</li> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続き、脱水状態や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。</li> <li>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限する、あるいは放置する。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・一人歩きや病気の状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など</li> <li>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など</li> </ul>
心理的虐待	<ul> <li>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度,無視,嫌がらせ等によって精神的,情緒的苦痛を与えること。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり,それを人前で話すことで高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗,食べこぼしなど)。</li> <li>・怒鳴る,ののしる,悪口を言う。</li> <li>・侮辱を込めて,子どものように扱う。</li> <li>・排泄交換や片づけをしやすいという目的で,本人の尊厳を無視してトイレへ行くことが可能であるのにおむつを使用したり,食事の全介助をする。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど,生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・家族や親族,友人等との団らんから排除する。など</li> </ul>
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない,あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で,下半身を裸にしたり,下着のままで放置する。 ・人前で写真を撮る,スケッチをする。 ・キス,性器への接触,性行為を強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を払わせない。など

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触すること必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

前ページ判例のとおり,身体的虐待における暴力的行為とは,刑法上の「暴行」と同様,高齢者の身体に接触しなくても,高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば,身体的虐待と認定することができます。

### 高齢者虐待のとらえ方に関するQ&A

同居はしているが養護はしていない孫(娘の子)による虐待は「養護者による高齢者虐待」ととらえる ことができるか?

養護者でない同居人の虐待は、「養護者による高齢者虐待」とは言えません。しかし、養護者が養護者以外の同居人による虐待を止めることなく放置した場合には、「養護を著しく怠ること」にあたるため、「養護者による高齢者虐待」として対応を行っていくことになります。

養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、結果本人に怪我を負わせたり精神的苦痛を与えたりしている場合は、虐待に該当するか?

養護者や家族が、「本人のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に 外傷や精神的苦痛を与え、また、「本人は何もできない」と決めつけて全介助をし、高齢者が精神的苦痛 を感じている場合には、虐待と認定できますので高齢者虐待として対応します。

高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否し、また、自ら不衛生な住環境で生活している場合はセルフネグレクトとして虐待に該当するか?

高齢者が自らの意思で、又は認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの 意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態を 「セルフネグレクト(自己放任)」といいます。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

#### 虐待が起きる各々の背景

虐待か起さる各々の背景				
高齢者	養護者	その他		
・加齢や怪我によるADLの低下	・高齢者に対する恨みなど過去か	・親族関係の悪さ,孤立		
・過去からの養護者との人間関係の悪	らの人間関係の悪さ	・近隣,社会との関係の悪さ,		
さ,悪化	・介護負担による心身のストレス	孤立		
・要介護状態	・金銭の管理能力がない	・家族の力関係の変化		
・認知症の発症・悪化	・ギャンブルなど	(主要人物の死亡など)		
・判断力の低下,金銭の管理能力の低下	・収入不安定,無職	・家屋の老朽化,不衛生		
・収入が少ない	・借金,浪費癖がある	・人通りの少ない環境		
・借金、浪費癖がある	・アルコール依存	・暴力の世代間・家族間連鎖		
・性格	・性格			
・精神不安定な状態	・相談者がいない			
・整理整頓ができない	・親族からの孤立			
・相談者がいない	・精神不安定,潔癖症			
・他疾病,障がいなど	・他疾病,障がいなど			

参考 横須賀市高齢者虐待マニュアル(第2版)

## 3 高齢者虐待における虐待防止法の対象範囲

#### 高齢者虐待の発生場所における虐待防止法を法及び年齢別に整理

				福祉施設		
	<b>在宅</b> (養護者・ 保護者)	障害者総合支援法		介護保険法	児童福祉法	
年齢		障がい福祉サ ービス事業所	相談支援 事業所	高齢者施設等 (入所系,通 所系,訪問系, 居住系等を含 む)	障がい児 入所施設等	障がい児相談 支援事業所等
18 歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県)			_	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待防止法の省令 ・適切な権限行使(都道府県市町村)
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	特定疾病(40歳以上)	20 歳まで	
65 歳以上	障害者虐待 防止法 <b>高齢者虐待</b> <b>防止法</b> ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	_	_

養護者への支援は18歳未満の場合でも高齢者虐待防止法

なお,配偶者から暴力を受けている場合は,配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

## 2 芦屋市における「権利擁護支援」の取り組み

芦屋市では、平成17年度から「地域発信型ネットワーク」の構築に取り組んでいます。取り組みにおいては、小学校区における自治会や老人会など既存のネットワークを活用し、区域内で社会福祉等活動を展開する、民生委員・児童委員、福祉推進委員、高齢者生活支援センター(地域包括支援センターの総称)、保健センター、福祉事務所などの機関とともに、社会福祉協議会が中心となって、「小地域福祉ブロック会議」を開催し、地域課題の抽出を行い、それら共通課題に関して中学校区で形成される「中学校区福祉ネットワーク会議」で共有、特に市内全体で共通課題とされる案件については、福祉、保健部門の専門職員と行政職員で構成される「地域ケアシステム検討委員会」へ発信するというネットワークを展開しています。

この取り組みの中で、支援活動における3つの地域課題が整理されました。

- ① 支援を必要とする高齢者の早期発見の課題
- ② 高齢者虐待の潜在化と顕在化した虐待への対応
- ③ 多問題複合支援ニーズを抱えた世帯への支援体制強化

地域課題の中でも「③多問題複合支援ニーズを抱えた世帯への支援体制強化」は、いわゆる「制度の狭間の人への支援」の問題について、制度横断的な支援体制の確立が求められていました。例えば、高齢者虐待の事例において、虐待を受けている高齢者とともに養護者支援を展開する中で、多重債務を抱えた家族による経済的虐待や障がいや疾病の判断がつきにくい家族による介護放棄等、「専門領域ではないが支援を継続し、引き継ぐ相談支援先がない」ことにより、最初に相談を受けた機関が、事例を抱えている場合が多く見受けられました。

平成 18 年度から設置された「高齢者権利擁護委員会」において、それらの課題について検討を重ね、課題解決の方策を分析検証した方向性として「権利擁護支援センター」機能や「行政内トータルサポート」機能の必要性があるとの提言を行いました。

平成 22 年度には、従来の「地域発信型ネットワーク」の構成を「高齢者」領域から「障がいのある人」、「子ども」の領域に拡大し、中心を担う機関を社会福祉協議会とし、各領域の関係団体等に働きかけ、地域に住まう「だれもがいつまでも安心して暮らせるまち」をめざす体制を整備しました。

特に、法的な対応が必要と思われる事案については、「具体的な対応手続きが分からない」「司法関係者に対して、実際の手続きを依頼することにためらう」等の支援者の実態や、制度の狭間にある事案については、「どの機関も中途半端な状況から対応しようがない」や「誰もコーディネートや面接対応ができない(しない)」等の訴えが明確になりました。

このような背景から、平成 22 年 7 月に、芦屋市保健福祉センター内に権利侵害への対応や権利 行使に社会的な支援が必要な高齢者及び障がいのある人等に対し、権利擁護に関する相談から支援 までを総合的に行う芦屋市権利擁護支援センターを設置するとともに、「高齢者権利擁護委員会」を 発展させて、新たに「権利擁護支援システム推進委員会」を発足しました。地域のだれもが住み慣 れた地域で安心して暮らし続けられることをめざし、権利擁護支援のネットワークを構築していま す。

#### 1 芦屋市地域発信型ネットワーク」構築の取り組み

平成 18 年4月の介護保険法の改正により「地域包括支援センター」が設置され、当該センターの支援として「地域包括支援センター運営協議会」を市町村に設置することが義務付けられました。 平成 22 年度には、「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」が設置され、行政内の「高齢者」 「障がいのある人」「子ども」に関する附属機関等として、各種会議をネットワーク上に位置付け、 これらの機関が連携して取り組むこととして、現在のシステム構図が形成されています。

#### 参考 P8「地域発信型ネットワーク図」

なお、芦屋市では、日常生活圏域を機軸に中学校区ごとに1か所(山手中学校区は2か所)の「高齢者生活支援センター」を設置し、高齢者の身近な相談窓口として位置付けています。当該センターは地域の高齢者に関する虐待をはじめとした地域で暮らすさまざまな方の「権利擁護支援」に関する相談窓口としての機能を保持しつつ、権利擁護支援センター等関係機関と協働し、地域発信型ネットワークの推進、当該ネットワーク機能を活用した情報収集・アウトリーチ・インフォーマル支援者等との連携体制の構築など、地域マネジメント機能を保有する拠点として機能しています。

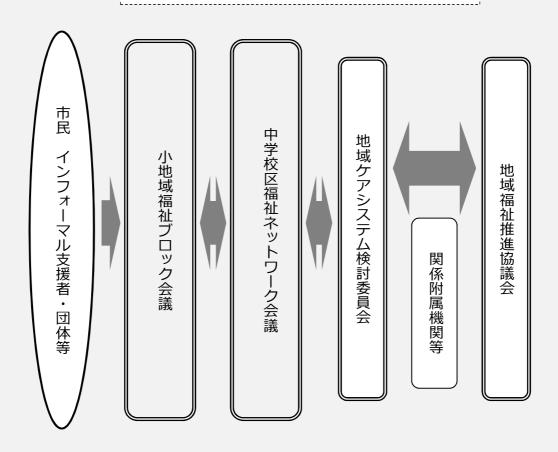
参考 P9「高齢者生活支援センターの場所と連絡先」

#### 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の位置づけ

「芦屋市地域発信型ネットワーク」において「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」は、地域から発信される「権利擁護支援」ニーズに関する分析・検証(本委員会、プロジェクトチーム)のほか、福祉等関係機関(事業所)が対応する「虐待」等に関する事例への技術的助言や直接的支援(専門委員会)を担う個別支援や権利擁護支援ネットワーク構築の推進を図ることを目的として位置付けられています。

参考 P66「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱」

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で, いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



- 小地域福祉ブロック会議 小学校区内の自治会,マンションの管理組合,子ども会,民生委員・児童委員,福祉推進委員等や各種福祉活動関係者で構成され,ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。
- 中学校区福祉ネットワーク会議 各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校 区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」 とも連動しています。
- 地域ケアシステム検討委員会 各会議間のコーディネートや所属機関の実務への反映, 施策 化の検討を行うとともに, ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。
- 関係附属機関等 法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」,「地域密着型サービス運営委員会」,「自立支援協議会」,「要保護児童対策地域協議会」,「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を,地域発信型ネットワークに位置づけています。
- 地域福祉推進協議会 医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに,システム全体の運営に おける基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。

出典 第3次芦屋市地域福祉計画

## 高齢者生活支援 セシターを 利用しましよう

今後、体力の低下などで、 ご心配なことがありましたら、 お住まいの地区の高齢者生活 支援センターにご相談ください。

東山手高齢者生活支援センター

西山手高齢者生活支援センター

精道高齢者生活支援センター

潮見高齢者生活支援センター



名称	住 所	連絡先	担当地区
東山手 高齢者生活支援 センター	芦屋市朝日ヶ丘町 39-20 (和風園内)	TEL 32-7552 (直通) FAX 32-9512	六麓荘町・岩園町・楠町 翠ヶ丘町・親王塚町 朝日ヶ丘町・東山町
西山手 高齢者生活支援 センター	芦屋市山芦屋町 9-18 (アクティブライフ 山芦屋内)	TEL 25-7681 (直通) FAX 25-7687	奧山·奧池町·奧池南町 山手町·山芦屋町·東芦屋町 西山町·三条町·月若町 西芦屋町·大原町·船戸町 松ノ内町·業平町·上宮川町 三条南町·前田町·清水町
制道 高齢者生活支援 センター	声屋市呉川町 14-9 (保健福祉センター内)	TEL 34-6711 (直通) FAX 31-0674	茶屋之町·大桝町·公光町 川西町·津知町·竹園町 精道町·浜芦屋町·伊勢町 松浜町・平田北町・平田町 打出小槌町・宮塚町・若宮町 宮川町・浜町・西蔵町・呉川町 春日町・打出町・南宮町・大東町
割見 高齢者生活支援 センター	芦屋市潮見町 31-1 (あしや喜楽苑内)	TEL 34-4165 (直通) FAX 31-3714	若葉町・緑町・潮見町 高浜町・新浜町・浜風町 陽光町・海洋町・南浜町 涼風町

※高齢者生活支援センターは、芦屋市が委託する、ご高齢者やそのご家族等のための総合相談窓口です。 各受託法人施設内に設置していますが、公的な機関ですので、あんしんしてご利用ください。

出典 第3次芦屋市地域福祉計画

(平成29年4月1日現在)

## 3 芦屋市における高齢者虐待対応及び防止の取り組み

高齢者虐待の発生を防止するためには,市民や関係機関が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を 持ち,虐待が発生しない地域を目指すことが重要となってきます。

高齢者虐待防止法では,高齢者虐待の防止,高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため,国及び地方公共団体,国民,高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

#### 1 高齢者虐待防止法に規定される市の役割と責務

高齢者虐待防止法では, 高齢者虐待の防止, 高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び 養護者に対する適切な支援について, 市が第一義的に責任を持つことが規定されています。

#### 2 高齢者虐待対応の体制

行政, 高齢者生活支援センターが虐待対応を行うことが義務付けられています(高齢者虐待防止法 第16条)。芦屋市では権利擁護支援センターを協力機関とし, 虐待対応をします。

#### (1) 相談・対応窓口の設置, 周知及び時間外対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報、届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部署を明示し、窓口等を周知させなければならないと定められています(第18条)。この相談・対応窓口は、高齢者虐待対応協力者への委託も可能となっており、行政の他に高齢者生活支援センター等でも実施することができます。

高齢者の虐待や養護者の支援に関する相談は下記まで

平日 午前9時から午後5時半まで		
芦屋市役所高齢介護課高齢福祉 0797-38-2044		
芦屋市東山手高齢者生活支援センター   0797-32-7552		
芦屋市西山手高齢者生活支援センター 0797-25-7681		
芦屋市精道高齢者生活支援センター   0797-34-6711		
芦屋市潮見高齢者生活支援センター 0797-34-4165		

休日・夜間	間 午後5時半から午前9時まで	
芦屋市役所	(代表)	0797-31-2121

#### (2) 虐待対応の判断と協議

高齢者虐待対応には必要な判断根拠,方針を組織的に合議によって決定する必要があることから,協議の場を設定する必要があります。特に「虐待の有無」,「緊急対応の必要性」,「市町村権限の行使」,「虐待対応の終結」を検討する会議については行政担当課の係長職以上が出席します。

#### (3)連携協力体制の整備

高齢者虐待防止法では、国及び地方公共団体が、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携強化や必要な体制の整備に努めることを規定しています(第3条第1項)。

#### ア 高齢者生活支援センターとの連携

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、以下の事務の全部又は一部を委託することができると規定しています(第17条)。ただし、立入調査は委託することができる事務とされていません(第11条第1項)。

#### 高齢者虐待防止法に規定する委託可能な事務の内容

- ① 相談,指導及び助言(第6条)
- ② 通報又は届出の受理(第7条1項又は2項,第9条第1項)
- ③ 高齢者の安全確認,通報又は届出に係る事実確認のための措置(第9条第1項)
- ④ 養護者の負担軽減のための措置(第14条第1項)

#### イ 権利擁護支援センターとの連携

権利擁護支援センターは、権利侵害への対応や権利行使に社会的支援が必要な高齢者及び障がいのある人に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う機関です。その機能としては、法律職福祉職による権利擁護専門相談などを含む「権利擁護の専門支援」、支援の手段の一つとして成年後見制度などの活用を図る「後見センター機能」、権利擁護の普及・啓発などを行う「権利擁護支援ネットワーク構築」があります。「権利擁護の専門支援」機能の中に、虐待など権利侵害への対応も含まれており、市や高齢者生活支援センターと連携しながら虐待対応にあたっています。

場所	保健福祉センター1 階(呉川町 14番9号)
受付時間	月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分 (ただし祝日・年末年始を除く)
電話番号	0797-31-0682
ファクス番号	0797-31-0687

#### 芦屋市内における主な関係機関等

- ① 家族会(当事者団体):あじさいの会(認知症の人をささえる家族の会)
- ② 見守りや支え合い:民生委員・児童委員,福祉推進委員,芦屋市社会福祉協議会

#### 3 その他の取り組み

住民1人ひとりの高齢者虐待に対する認識を深めることが,高齢者虐待を未然に防ぐための第一歩となります。

高齢者虐待は, 高齢者の尊厳や権利を侵す行為です。特定の人や家庭で起こるものではなく, どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

そのため、高齢者虐待について理解を深めるとともに、関係機関や各種団体の協力を得ながら、発生を予防し早期発見システムを構築していくことが求められます。また、地域との関わりが少ない高

齢者世帯などに対し、関係者による働きかけを通じて、発生要因を減らすなど、未然に防ぐための取り組みに努めています。高齢者虐待の発生要因として、全国的な各種の調査では認知症との関わりが高いことが確認されています。介護者に対して認知症の正しい理解がなされるための取り組みや、介護者が介護ストレスを抱え込まず相談でき、課題を共有できる環境が必要です。

芦屋市では、高齢者やその家族が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるために、高齢者生活支援センターを介護に関する総合的な相談窓口として位置付けています。また、高齢者にサービスを提供するケアマネジャー等からも相談を受け付け、技術的な助言を行っています。その他にも、以下に掲げる主な関係機関(団体)があり、介護者に対して情報提供等を行うとともに、相談や見守り支援者につなげていくことも有効な援助のひとつとなります。

支援者は, 既存のサービスのみにとらわれず, 介護者の立場や状況に即した支援機関(者) につなげていくことが求められます。

#### (1)認知症初期集中支援チーム

医療や介護などの複数の専門職から編成され、認知症やその疑いのある人(適切な医療や介護のサービスに結び付いていない人)や、家族に対して訪問等による支援を概ね6か月以内の期間に集中的・包括的に行い、在宅での自立生活のサポートを行います。芦屋市では、医師(認知症サポート医)、看護師、高齢者生活支援センター職員の複数体制のチームで活動します。

#### (2) 在宅医療・介護連携について

地域の在宅医療・介護の連携をサポートする相談窓口として,芦屋市医師会館内に,「在宅医療・介護連携支援センター」を設置しています。「在宅での緩和ケアや看取りを行っている医師を探したけど見つからない」,などのお困りごとについて,医療・福祉・介護専門職からの相談に対して,必要な情報提供,支援・調整を行います。

#### (3)認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」の受講を修了した方を認知症サポーターと言います。認知症サポーターは、何か特別なことをするのではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。例えば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人あるいは商店・交通機関等、まちで働く人として、できる範囲で手助けをする、など活動内容は人それぞれです。

なお、認知症サポーターには証として、ブレスレット(オレンジリング)をお渡ししています。

#### (4)権利擁護支援者養成研修

地域で暮らす人たちの権利擁護支援ニーズに対応して活動する人材の養成を行います。地域の中で支援者を確保し、活用する仕組みを展開することにより、地域が後ろ盾となって自立生活支援を行う仕組みを確立することを目的としています。

研修修了者は,面接等を経て,権利擁護支援センターの「権利擁護支援者人材バンク」に「権利 擁護支援者」として登録し,さまざまな形で地域住民としての立場から権利擁護支援に携わって頂 いています。

研修による権利擁護の普及や,権利擁護支援者の確保,活用がなされる仕組みによって,地域に おける虐待の未然防止という効果が期待されます。

## 4 虐待対応と個人情報の取扱い

#### 1 個人情報保護法, 高齢者虐待防止法で示された利用の制限等

情報提供、発見・通報、相談によって知り得た情報や通報者等に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)では,本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと,本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないことが義務付けられています(第16条第1項,第23条第1項)。

#### (市町村職員の守秘義務)

高齢者虐待防止法では、情報提供、発見・通報、相談を受けた場合、これらの情報提供等を受けた職員は、職務上知り得た事項であって当該情報提供等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、情報提供等をした人を特定する情報について守秘義務が課せられています(第8条)。また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない、情報提供等を受けた場合は、職務上知り得た事項であってこれら情報提供等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(第17条第2項)。

#### (関係機関・関係者の守秘義務)

虐待事例に対する支援を検討する各種会議では、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者・ 家族の情報を支援者間で共有する必要がありますが、このときも個人情報を保護するための取扱いが 必要です。

#### 2 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限しています。 しかし、利用目的による制限、第三者への提供の制限は、例外が認められています。

#### 【参考】利用目的による制限(第16条第3項)及び第三者提供の制限(第23条第1項)の例外

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命,身体又は財産の保護のために必要がある場合であって,本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

高齢者虐待の対応にあてはめると、①虐待の事実確認は高齢者虐待防止法第9条第1項にもとずくものであること、②事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済であることなどから、高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意なく、個人情報を取り扱うことや、第三者に情報提供することは認められることになります。

## 5 高齢者虐待の基本的な対応の視点

高齢者虐待(疑いを含む)の通報が発生した場合,高齢介護課や高齢者生活支援センター及び権利 擁護支援センターは「1 高齢者への支援の視点」,「2 養護者への支援の視点」,「3 高齢者虐待 対応のプロセスにおける留意点」,「4 組織的な虐待対応の視点」,「5 各機関の役割」を踏まえ, 「6 虐待対応フロー」を意識して,対応をすることが重要です。

#### 1 高齢者への支援の視点

#### (1) 自己決定への支援

高齢者虐待対応においては、無視され続けたり、暴力を受けたりすることにより、高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況を理解し、本来もっている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。

また、認知症がある高齢者に対しても、その表情や家族、関係者とのやりとりの反応を観察し、 認知症発症前の本人の性格や希望などを周囲から聞き取るなど、本人の意向をできるだけ考慮する ことが求められます。

#### (2) 本人保護と危機介入

高齢者虐待対応においては、高齢者自身が介入や分離保護を拒否する場合であっても客観的にみて「高齢者の安心・安全の確保」が必要な場合は、「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安心・安全の確保」を優先させます。

この専門的判断は、特に高齢者の生命や身体、財産が危機的状況におかれている場合に、市の責任により行われます。

#### (3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備

高齢者虐待対応においては、高齢者のおかれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」 を意識して支える視点が重要です。虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きられるような生活や 人間関係の再構築を目指した支援を考える必要があります。

#### 2 養護者への支援の視点

高齢者虐待防止法では、市は養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた 高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負 担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずることが規定されています(第6条,第14条)。

#### (1) 高齢者と養護者の利害対立への配慮

高齢者虐待対応においては、1人の対応従事者が高齢者、養護者への支援を行った結果、それぞれの利益が対立して根本的な問題の解決ができなくなることを避けることが重要です。そのために、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の対応従事者(チーム)によってなされる必要があります。

#### (2) 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、さまざまな要因によって引き起こされます。養護者が障がいや疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むことになります。

#### (3)養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障がい、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

#### 3 高齢者虐待対応のプロセスにおける留意点

#### (1) 相談・通報・届出を受け付けた際には、複数の目で確認する

虐待に関する情報が高齢介護課や高齢者生活支援センターに届けられるかどうかは,情報提供者の虐待に関する知識や主観に大きく左右されることがあります。

さまざまな相談が寄せられる中から、一見虐待の疑いが感じられない事例についても、相談・通報・届出を受け付けた組織の複数の職員の目で確認や協議をして、虐待の疑いを見逃さないことが重要です。

#### (2)目標や対応方針の設定、計画立案の根拠となる情報収集

各段階で明らかになった課題について解消していく必要があります。そのために, 虐待発生要因に結びつく課題の有無を明らかにし, 客観的事実を収集していくことが重要です。

#### (3) 虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した虐待発生の 要因分析と課題の抽出

高齢者虐待と認定した事例については、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した、虐待発生の要因分析と課題の抽出が不可欠です。そのために、目的を明確にした情報収集を行い、集めた情報から虐待発生の要因を分析し、虐待対応計画に反映させるという一連の流れが重要となります。

#### (4) 虐待対応計画の作成

高齢者虐待対応は、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るために必要な対応を、多くの関係機関が関与しながらチームでアプローチすることが重要です。関係機関が目標や課題を共有化した上で適切な対応を行うことが求められるため、虐待対応計画では、いつまでに、誰が、何をするのか、期限を区切って役割分担を明確にすることが求められます。

#### (5) 虐待対応計画の評価と実施

虐待対応が終結しないということは、高齢者に対する権利侵害が継続していることを意味します。 そのため、常に終結を意識して虐待対応を行うことが重要です。 市が行った各種の判断や対応が適切であったか、課題の解決につながったかについて検証し、適切な進行管理を行うために、期限を区切って虐待対応計画を評価することが重要です。

#### (6)終結

虐待対応計画の目標が達成され、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境が整えられたと確認できたら虐待対応を終結させ、その後、必要に応じて権利擁護支援や包括的・継続的ケアマネジメント支援への移行、地域の他の社会資源につなぐようにします。

#### 4 組織的な虐待対応の視点

#### (1) チームアプローチ

高齢者虐待が発生する背景には、複数の複雑な要因があることが少なくありません。また、高齢者虐待対応においては、虐待が起こっている現在の対応だけでなく、虐待が解消した後の高齢者の生活の再構築までを視野に入れた支援が不可欠です。そのため、行政が虐待対応に必要だと選定した機関や組織等が虐待対応チームとして各段階で関与することとなります。

#### (2) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待は、発生から時間が経過するに従って深刻化したり、高齢者の生命や身体が危機的状況におかれていくことも予想されるため、相談や通報がなされた場合には、迅速な対応が必要です。 受理後は、緊急性の判断、虐待の有無が速やかに確認できるよう事実確認の期限を明確にする必要があります。

#### (3)必ず組織的に対応する

高齢者虐待対応では,担当者1人で判断することを避け,組織的な対応を行うことが基本となります。

相談・通報・届出を受け付けたら組織内で協議し、虐待対応の可能性がある場合、受け付けた相談や通報内容を高齢介護課、高齢者生活支援センター及び権利擁護支援センター間で共有します。 そのうえで、緊急性の判断や行政の権限行使等の判断や決定にあたっては、役割分担等の打合せを行う必要があります。

また、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者 1 人に過度の負担や責任が及ばないようにするとともに、客観性を確保する観点から必ず複数の職員で対応するようにします。

#### (4)適切に権限を行使する

高齢者虐待対応においては、生命や身体、財産の侵害から高齢者を保護し、安全で安心な生活を 再構築するために、特に立入調査、やむを得ない事由による措置等、行政のみが有する権限の行使 が重要な意味をもっています。そのため、必要な場合には、適切に行政権限を行使することが求め られます。

#### 5 各機関の役割

高齢者虐待(疑いを含む)の通報が発生した場合,高齢介護課,高齢者生活支援センター,地域福祉課,権利擁護支援センターの4つの団体で方向性を考え,対応しています。

#### (1) 高齢介護課

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市が第一義的に責任をもつことが規定されています。

コアメンバー会議及び虐待対応終結・終了会議においては、係長職以上も会議に参加し、虐待の有無及び虐待対応の終結・終了の判断を行います。また、介護保険サービス導入の契約に至らないケース、目視が出来ないケース及び高齢者保護の観点から養護者と高齢者を会わせられないケース等は、行政権限(やむを得ない措置、立入調査、面会制限等)を活用し虐待対応を円滑に進める役割があります。また、各担当ケースワーカーは虐待対応の各段階における会議に参加し、事実確認の内容・役割分担等の検討、虐待対応支援計画の検討、方針・計画に対する実際の対応状況の確認・評価などを、関係機関とともに行います。

#### 高齢者虐待防止法に規定される市町村の責務と役割

#### 【高齢者への対応に関する項目】

- ① 高齢者や養護者に対する相談,指導,助言(第6条)
- ② 通報又は届出を受けた場合の守秘義務(第8条)
- ③ 通報又は届出を受けた場合,速やかな高齢者の安全確認,通報等に係る事実確認,高齢者虐待対応協力者と対応について協議(第9条第1項)
- ④ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保,成年後見制度利用開始に関する審判の請求(第9条 第2項,第10条)
- ⑤ 立入調査の実施(第11条)
- ⑥ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第12条)
- ⑦ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限(第13条)
- ⑧ 養護者,親族又は要介護施設従事者等以外の者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付,関係部局・機関の紹介(第27条第1項)
- ⑨ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求(第27条第2項)

#### 【養護者支援に関する項目】

- ① 養護者に対する負担軽減のための相談,指導及び助言その他必要な措置(第14条第1項)
- ② 養護者に対する負担軽減のために、高齢者が短期間養護を受けるために必要とする居室の確保(第14条第2項)

#### 【体制整備に関する項目】

- ① 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化,民間団体の支援その他必要な体制整備(第3条第1項)
- ② 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう,専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため,関係機関の職員の研修等必要な措置(第3条第2項)
- ③ 高齢者虐待に係る通報義務,人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動 (第3条 第3項)
- ④ 専門的に従事する職員の確保(第15条)
- ⑤ 関係機関,民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)
- ⑥ 対応窓口, 高齢者虐待対応協力者の名称の周知 (第18条)
- ⑦ 成年後見制度の周知のための措置,成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置(第28条)

#### (2) 高齢者生活支援センター

主に虐待を受けている高齢者を支援し、その中で、高齢者や家族への直接の支援だけでなく、担当のケアマネジャーへの支援も行います。また、医療機関や行政その他関係機関との連携体制づくりも行い、住み慣れた地域で暮らすために、高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度の活用等の権利を守る支援を行います。

#### (3) 地域福祉課

虐待が発生する世帯は複合的な課題を抱えていることが多く,制度横断的な対応が求められます。 そのため,地域福祉課は,複合的な事案についての支援及び行政内の関係各課のコーディネートや 専門的事項についてのサポートを行います。また,「健康」を切り口として必要に応じて,保健師が 初期訪問・面接等への同行によるアセスメントや所掌する機関がない養護者への支援を行います。

#### (4)権利擁護支援センター

虐待対応の各段階における会議に参加し、事実確認の内容・役割分担等の検討、虐待対応支援計画の検討、方針・計画に対する実際の対応状況の確認・評価などを、関係機関とともに行います。 各会議の役割として、情報共有ミーティング、コアメンバー会議においては記録の作成、虐待対応ケース会議においては板書記録があります。

共有された事実確認分担,虐待対応計画等の役割に従って,虐待状況の事実確認,高齢者,養護者等の支援・対応にもあたります。

法律的な視点からの見解,対応の必要性がある場合には,権利擁護専門相談の活用など法律職への相談,協力を依頼することもあります。

初

動

段

階

受付から虐待の認定まで

## 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」 〜対応フローの概要〜

#### (1)相談・通報・届出の受付

- ・関係機関や地域住民, 高齢者本人等からの高齢者虐待(疑いを含む)に関する相談や通報、 届出を受け付けます。
- ・受付機関内で簡易スクリーニングを実施の上, 高齢介護課に通報します。



#### (2) 高齢者虐待通報の受理

法責任主体である高齢介護課にて, 「養護者による高齢者への虐待の通報(疑いを含む)」として受理します。



#### (3) 通報内容の共有、事実確認方針の協議

高齢介護課、高齢者生活支援センター,権利擁護支援センターの三者で相談内容を 共有し,事実確認を行う内容や方法,担当,期日等を協議します。



#### (4)事実確認

高齢者本人や養護者への訪問調査等による目視を原則として虐待状況の事実確認を実施します。



#### (5) 虐待の認定(判断)、対応方針の決定

・事実確認情報を整理し,虐待の認定(判断)や緊急性の判断,事例の総合的分析の上で対応方針を決定し,高度専門的な助言や行政権限行使に関する判断のための会議の要否も検討します。



#### (6) 具体的な支援、介入

必要に応じて開催された会議の判断や助言を踏まえ,虐待対応支援計画に基づき被虐待高齢者や養護者への具体的な支援,介入を行います。



#### (7) 実施した支援の評価、虐待対応支援計画の見直し

- ・実施した支援の評価を行います。
- ・必要に応じて虐待対応支援計画の見直しも行います。



## 終

対

応

段

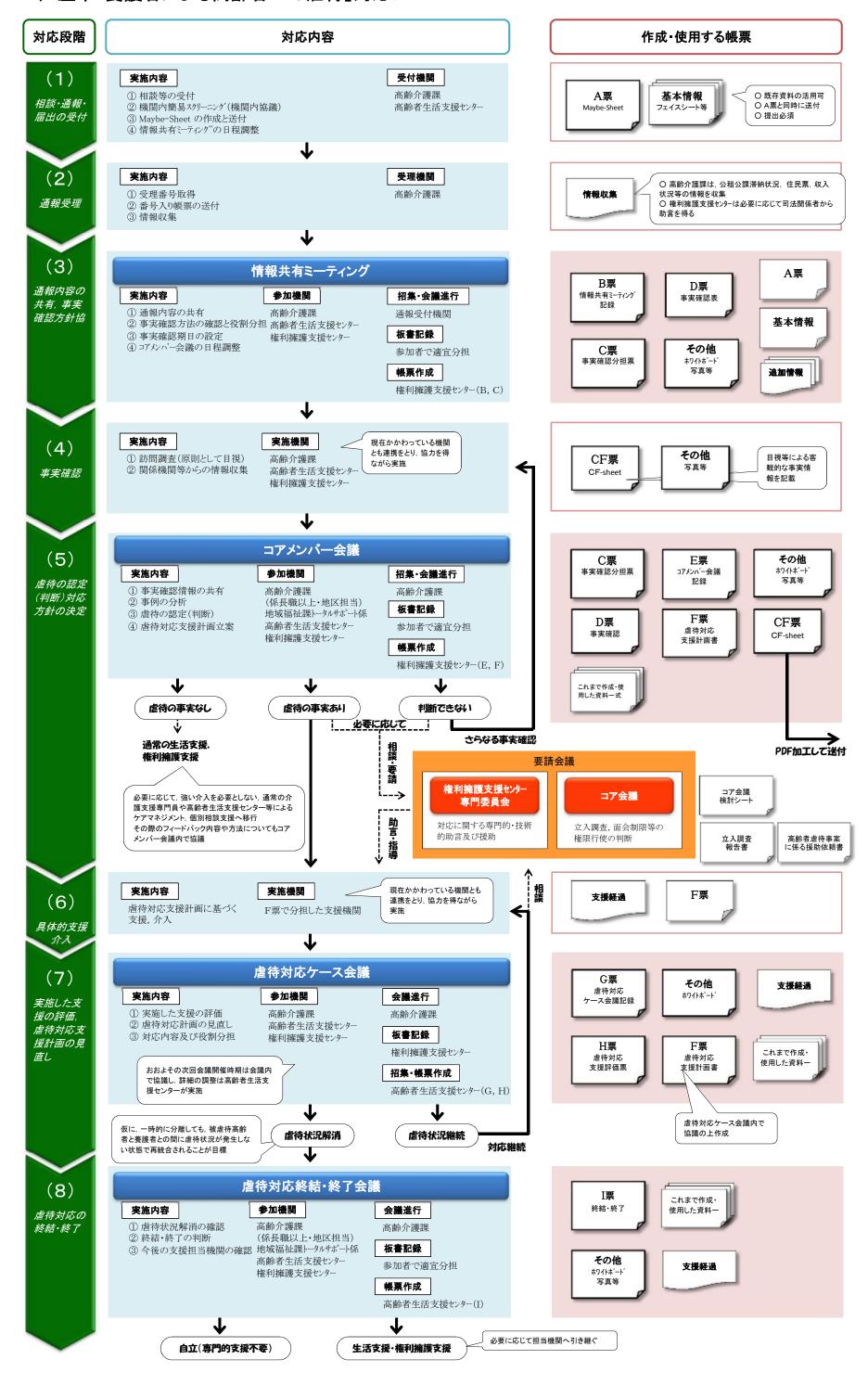
階

結

#### (8) 虐待対応の終結・終了

- ・虐待状況が解消されたか確認し、評価の上対応の終結・終了の判断を行います。
- ・あわせて,権利擁護支援ニーズや生活支援ニーズが残された場合については引き継ぐ機関 を明確にします。

### 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー



#### 1 相談・通報・届出の受付

虐待は「虐待」という言葉を使って、相談や通報が寄せられるとは限りません。

実際に高齢者生活支援センター等に寄せられた虐待やその疑いケースを分析してみると、関係者が窓口にアクセスする時点から「(恐らく) 虐待なので対応を求めたい」と寄せられることは稀です。つまり、高齢者生活支援センターが関係者からの日常的なケースに関する報告・連絡・相談を受けるプロセスで、虐待やその疑いのケースとして相談・通報・届出を受け付けることが多いといえます。類似しているように見える相談、通報、届出の定義はそれぞれ以下のように整理されます。(便宜上、『語り手』となる人を「相談者」と記載します。)

相談	相談者から明確な「(恐らく) 虐待である」という認識なく語られたもの
通報	相談者の「(恐らく) 虐待である」という認識のもとで語られたもの
届出	虐待を受けている高齢者から「虐待である」という認識のもとで語られたもの

このように相談・通報・届出は相談者のおかれている立場や認識によって定義が分かれますが、相談・通報・届出を受ける立場にある人たちにとって重要なことは、定義が分かれることではなく、相談者の語りの中から「もしかすると虐待かも知れない」と気づくことです。

また、虐待の疑いを見逃さないためには、相談受付の際にチェックリストに基づいて聞き取りを行うこと、相談等の内容について受け付けた機関内の複数の職員で、虐待の疑いについて協議することが重要です。



Maybe Sheet の活用 地域住民をはじめ、介護保険サービス事業者など、高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者 虐待を「発見」「相談」します。

高齢介護課・高齢者生活支援センターが,高齢者虐待に関する相談・通報・届出を受け付けます。

相談内容から「緊急性の有無」を確認し、緊急対応を要するか、情報提供であるのか、継続的支援を必要とするのかを整理します。

高齢者虐待に関する相談や通報を受けた職員は Maybe-Sheet に必要事項を記入します。

#### (1)発見・相談

虐待をしている養護者本人には虐待を他者にしているという認識がない場合が多く, また, 虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう, 知られたくないなどの思いがあるため, 虐待の事実を訴えにくく, 家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況があります。

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員・児童委員、福祉推進委員や自治会、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待の認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

#### 【参考】通報義務(高齢者虐待防止法(第7条))

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課せられています。

#### Point!

虐待は、その養護者に意図があるかどうかということには関係なく、高齢者にとってどのような影響を与えているかどうかということが重要であり、高齢者にとって苦痛と感じることは全て虐待の可能性があると言えます。

#### <相談と通報の違い>

相談と通報では明確な違いはなく、どのような形で虐待の情報が入ってくるかわかりません。 例えば、ケアマネジャー等の関係者から「高齢者虐待です」と通報が入ったとしても、その情報がすでに整理されていて、すぐに安全確認をしなければならない状況なのかということはわかりません。また、一般の高齢者に関する相談で入ってきたものが、実は深刻な虐待である可能性もあるのです。

寄せられた情報から高齢者虐待の疑いを見逃さないためには,市内の関係する相談窓口を含めて,共通の書式に基づく相談受付票を使用し,相談者(通報者)の属性,高齢者本人の状況,養護者の状況,相談の内容や訴え(通報や届出の場合は虐待の状況)等について,的確に聞き取りを行うことが重要です。

#### (2)相談の受付

発見・相談者、受付機関は次のように整理されます。

発見・相談者	相談の受付機関
一般市民,民生委員・児童委員,福祉推進委員	
医療機関, 司法機関	
サービス利用者	
居宅介護支援事業者,サービス提供事業者	高齢者生活支援センター   高齢介護課高齢福祉係
高齢者生活支援センター	一同脚儿 暧昧问即惟似徐
権利擁護支援センター	
行政機関,警察	

#### Point!

相談者の立場や職種に関係なく、虐待が疑われるかどうかにかかわらず、相談を受ける者、特に虐待対応機関で相談を受ける人にまず求められるのは「相談という行為への労い」です。「相談してくれて良かった」「相談してくれてありがとう」と直接的な表現をしないとしても、相談したことを承認・肯定する態度や姿勢を表現することが大切です。

#### (3) 簡易スクリーニング(受付機関の対応)

受付機関は相談内容から「緊急性の有無」を聞き取りの中で確認し、緊急のニーズに対応するべきか、あるいは単純なニーズで単に情報提供で十分であるか、継続的な支援を提供する必要性があるかを仕分けします(簡易スクリーニングの実施)。

この「緊急性の有無」の判断については、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。担当者単独での判断は、虐待の疑いについて見逃しのリスクを高める大きな要因となります。そのためにも複数の職員の目でチェックできるようにするなどして、組織的判断のための体制づくりを行うことが不可欠です。

高齢者虐待対応の最大の特徴は、ケアマネジメントなどの個別支援と異なり本人や家族との契約や同意のもとで関わるのではなく、本人や家族が望む・望まないを問わず法的根拠をもとに強く介入するところです。その理由は、強い介入をしなければ本人や家族の尊厳を保てない状況にある、もしくはその可能性があるからです。つまり、社会福祉実践の専門的価値に拠って立つということです。

機関内で簡易スクリーニングを実施する際には、「このケースを通報せず―つまり法的根拠をもとに強い介入をせず通常の契約に基づく個別支援で―対応して問題解決をはかれるか」と考えてみるのも方法の一つです。

簡易スクリーニングの実施の結果,虐待状況の「緊急性・重大性」が認められた場合には,ただちに高齢介護課へ通報等を行うことが求められます。

参考 P31「緊急性が高いと判断できる状況」

#### (4) Maybe-Sheet (高齢者虐待(疑い)相談シート)の活用

支援者が、高齢者の心身や生活に、少しでも不適切な状況を感じた場合、Maybe-Sheet に照らし合わせてみることが重要です。支援者個人において判断や完結するのではなく、事業所内で検討するとともに高齢者生活支援センターに相談することが必要です。このことが、虐待の状況が深刻化することを未然に防止する第一歩となります。

また、日ごろから「Maybe-Sheet」の内容を確認しておくことで、些細な出来事でも虐待を起こすような原因に迅速に気づくことができ、虐待の予防として効果を発揮できると考えます。

#### <Maybe-Sheet を活用することが期待される支援者>

- ・高齢者生活支援センター職員 ・ケアマネジャー ・ホームヘルパー
- ・通所系サービス相談員・・・施設職員・・LSA
- ・権利擁護支援センター職員・行政職員
- ・その他 保健・福祉関係者

#### Point!

相談が多岐にわたれば相談内容も多様になり相談者の表現の仕方(緊急度・困り感など)もまちまちです。生命又は身体に重大な危険が生じている場合は迅速に対応しなければなりません。緊急の時ほど情報をより早く正しく収集するスキルが求められ、相談の基本をしっかりと身につけることが大切です。

#### 2 通報受理

高齢者虐待に関する通報情報は全て虐待対応の責任主体である行政が集約します。高齢介護課において、通報受理番号(ケース番号)を付け、今後の共通の番号とするために、高齢者生活支援センター、権利擁護支援センターに提供します。

また, 高齢介護課では世帯構成, 介護認定の有無, 収入や公租公課の滞納状況といった経済状況等の高齢者本人, 養護者の周辺情報を他課から収集します。

権利擁護支援センターは必要に応じて,司法関係者から助言を得ることも考えられます。

この段階での通報は、原則として「虐待の疑い」であり、後述の情報共有ミーティング、事実確認 を経て、コアメンバー会議で虐待の認定を行います。

#### Point!

原則,Maybe-Sheet 受理から事実確認の着手までの時間は 48 時間とする。

#### 3 通報内容の共有,事実確認方針の協議(情報共有ミーティング)

虐待の疑いがあると通報・受理された事例について,関係機関相互にその情報を共有し,事実確認 を行う内容や方法,役割分担,期日等について共有します。

生命や身体に重大な危険が生じており緊急性・重大性が高いと明らかに判断される場合は,高齢者の安全確保,保護が最優先され,迅速な対応が求められることから,情報共有ミーティングを開催せずに,**コアメンバー会議を要請することも考えられます**。

また、情報共有ミーティングが開催されるまでに、本人が転出・死亡などにより、虐待が明らかに 起こることがない場合は、**コアメンバー会議・終了終結会議を開催せずに終了となります**。

#### 情報共有ミーティング

実施内容	参加機関	招集・会議進行	板書記録	帳票作成
①通報内容の共有 ②事実確認方法の確認と役割分担 ③事実確認期日の設定 ④コアメンバー会議の日程 調整	・高齢介護課 ・高齢者生活支援 センター ・権利擁護支援 センター	通報受付機関	参加者で適 宜分担	権利擁護支 援センター (B,C)

協力機関等	実施内容
	協力要請があった場合には,必要に応じて,情報提供や会議への参加等に努めるもの。

#### (1)情報共有ミーティングの実施内容

情報共有ミーティングでは下記5つの項目を実施します。

情報の共有

事実確認を 行うための 協議と役割 分担 通報内容, 高齢者・養護者等に関する基本情報(介護認定情報, 収入・課税状況含む)及び経 過記録等の把握している情報を共有します。

生命や身体に危険性が感じられない場合でも、事態が急変する可能性があるため、48 時間を目安に速やかな事実確認によって、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認できる情報を収集します。

確認が必要な情報の種類に応じて適した機関が事実確認を行うよう,収集すべき情報の内容と収集方法,担当について役割分担することが必要です。

高齢者に医療的処置が必要な場合及び養護者から介入を拒否される可能性があるため, これらの事態に遭遇した場合の対応方法を事前に協議します。

コアメンバ 一会議開催 日時の決定

会議内容の 確認 高齢者の安全確認・保護が優先されることから、一定の時間的目途を設定して、必要な判断や 対応を行っていくことが重要であるため、事実確認後、迅速にコアメンバー会議が開催できる ように、日程調整を行います。

進行役(受付機関)が共有内容や協議事項の認識に齟齬がないように, 最終確認を行い, 合意 形成を図ります。

#### (2) 情報共有ミーティングの参加機関及び協力機関の役割

	高齢介護課	高齢者生活 支援センター	権利擁護 支援センター	協力機関等
参加 地区担当者		担当者	担当者	担当者
招集	通報受付機関	通報受付機関		
会議進行	通報受付機関	通報受付機関		
板書記録	0	0	0	
帳票作成/送付			0	

※参加機関:参加機関は法律によって

「虐待対応を行う機関」

協力機関:「支援等のための施策に

協力してもらう機関」

#### (3)情報共有ミーティング時に作成する帳票等

情報共有ミーティングでは下記4つの帳票を作成します。

B票

情報共有M記録

- ① 高齢者と養護者の基本情報,経済情報及び障がいに関する情報。
- ② コアメンバー会議の日程。

C票

事実確認分担票

- ① 事実確認方針。
- ② 事実確認の内容,方法,担当者及び期日。
- ③ 事実確認中に予測されるリスクと対応方法。

D票

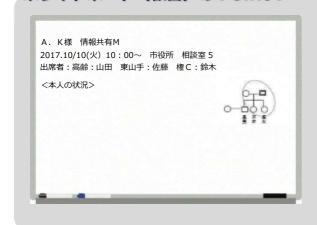
事実確認チェックシート

通報時の状況(身体の状態,生活の状況,心理・言動,経済面,支援,養護者の態度) の項目で該当する箇所をチェック。

その他 写真等

- ① ホワイトボードを活用し、共有・協議内容をまとめる。
- ② 会議終了後,権利擁護支援センターのカメラで撮影する。(個人携帯の使用は不可)

#### ホワイトボード (板書) の Point!



【名前】撮影するため板書はイニシャルで

【会議名】会議名を忘れずに!

【日時】年月日,時間も記入

【場所】会議の開催場所

【ジェノグラム】家族関係を把握するために

- ! 板書は個人の携帯で撮影しないこと
- !撮影は記録を担当する機関が行う
- ! 撮影後は,各参加機関に送付する その際は暗号化フォルダを利用

#### (4) 事実確認の役割分担後の伝達について

参加機関に対し、上記帳票等をメールで送付します。 協力機関等に対し必要に応じて、会議の内容等を丁寧に伝えます。

#### 4 事実確認

情報共有ミーティングで決定した役割分担に基づいて、事実確認を行います。

高齢者の安否確認と事実確認は、その後の虐待の認定や対応の必要性、内容を判断していく上で極めて重要です。したがって、他者からの伝え聞きや過去の記録による情報に基づいて判断するのではなく、担当者が高齢者や養護者を直接訪問、面談、目視して事実関係を確認する必要があります。

虐待が疑われる事実について「チェックリスト」の活用により、確認する事実の漏れ及び緊急性が高いと予測される状況の見落としを軽減できます。また、面談等による事実確認や関係機関から情報収集した内容を「CF-Sheet(表面)」の欄に落とし込み、整理します。

#### (1) 事実確認の実施内容



- ・事実確認分担票に基づき高齢者の安全及び相談の内容から推測される虐待の疑いに関する 事実の確認を行います。
- ・高齢者や養護者を訪問する際には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問 します。また、高齢者の生命や身体の安全確認をする必要がある場合には、医療職の同行が 求められます。
- ・高齢者と養護者への面接担当者は分けて、別々の場所で面接を行うことが重要です。

#### (2) 作成する事実確認記録

CF-Sheet 事実確認記録票

CF-Sheet (チェックリスト) ・高齢者、養護者、第三者から見聞きした内容を所属機関ごとに作成します。

・高齢者や養護者,第三者の発言内容や行動・態度などについてもそのまま記録します。 さらに,虐待発生の時期,発生しやすい時間帯,発生頻度,虐待発生のきっかけ,高 齢者と養護者の意見・希望等,虐待の状況についても可能な範囲で確認します。

「いつ(日時)」「誰が」「誰から」「何を」「どのような方法で」確認したかを記入します。

傷の部位,大きさ,色は図で示したり,高齢者や養護者の了解のもとに写真に残します。

#### (3) 事実確認のポイント

訪問調査によって把握・確認すべき事項は、P4「虐待が起きる各々の背景」や、P28の表「把握・確認すべき事項の例」を参考にしてください。

#### <把握・確認すべき事項の例>

事項				
虐待の種類や程度				
虐待の事実と経過				
事項	内容			
高齢者の安全確認と 身体・精神・生活状況等 の把握	・安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。 特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。 ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、介護サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。 ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。			
高齢者と養護者等の 関係の把握	・法的関係・・・戸籍謄本による法的関係,住民票による居所,同居家族の把握 ・人間関係・・・高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握(関わり方等)			
養護者に関する 情報の把握	・年齢, 職業, 性格, 行動特性, 生活パターン, 生育歴, 生活歴, 健康状態, 経済情報など			
同居人等に関する 情報の把握	・高齢者や養護者との関係, 年齢, 職業, 性格, 行動特性, 生活パターン, 生活歴, 虐待への関与など			

#### (4)訪問調査

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や 家族等の状況を把握することが望ましいと考えられます。ただし、訪問による面接調査は、養護者・ 家族等や高齢者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースも少なからずあると考 えられます。一旦拒否された場合には、その後の支援を受け入れなくなるおそれもあります。

また,事前に得られた情報から調査員の訪問が受け入れられにくい(信頼関係が築きにくい)ことが予想されるような場合もあります。このようなときは,高齢者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族,知人,近隣住民などの協力を得ながら情報収集をし,サービス利用を勧めるなどの策を講じるなど,継続的に関わりながら徐々に信頼関係の構築を図ることが必要となります。

#### (5)訪問調査を行う際の留意事項

#### ア 信頼関係の構築を念頭におく

高齢者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている高齢者とともに養護者・家族等を支援するための第一歩であると理解して行動することが必要です。

#### イ 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、高齢者虐待では高齢者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

#### ウ 医療職の立ち会い

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には,訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう,医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

#### エ 高齢者や養護者の権利,プライバシーへの配慮

調査にあたっては, 高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が 必要です。

- ・身体状況の確認時・・・・心理的負担を取り除き,衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応 するなど配慮する。
- ・養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない。
- ・訪問調査→措置入所時・・養護者不在時に訪問調査や高齢者の保護を行った場合は,訪問調査や 保護の事実と法的根拠,趣旨,不服申立て手続きの教示(保護した場合)及び連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。

#### オ 調査の継続性の確保

調査を実施して高齢者の安全や事実確認を行った後も、高齢者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

#### (6) 事実確認中に予測されるリスクと対応方法

事実確認中のリスクとしては、①高齢者に医療的処置が必要な場合、②養護者などから介入を拒否されることが予測される場合が考えられますので、この事態に遭遇した場合の対応方法を事前に協議しておくことが必要です。

医療的処置の必要性の判断のためには、医療職の同行が有効であり、介入拒否の場合は訪問者の 変更又は訪問方法を工夫するなどの対応を行う必要があります。

#### (7)関係機関から集める情報

関係機関からは高齢者虐待が疑われる高齢者や養護者に対する援助,介入の必要性等を判断する ために必要な範囲で情報収集します。その際,個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必 要です。

具体的には、以下のような情報を関係機関から収集することが考えられます。

#### 関係機関から収集する情報の例

関係機関	情報 			
主治医,医療機関	<ul><li>・疾病,傷病,既往歴</li><li>・現在や過去に受診している医療機関,受診状況,服薬状況</li><li>・高齢者や家族の受診時の様子</li><li>・入院歴,入院期間,その時の病名,病状</li><li>・診断と治療の必要性が疑われるが受診を拒否する理由 など</li></ul>			
担当のケアマネジャー,介護保険サービス提供事業所など	・高齢者や養護者,家族の関係 ・サービスの利用状況 ・居室等の生活環境 ・サービス利用時の高齢者と養護者の様子 ・虐待への気づき など			
民生・児童委員, 近隣住民	・高齢者や養護者,家族の関係 ・家族の歴史や近隣とのつき合い など			
行政	・要介護認定情報 ・障がい者手帳の有無 (サービスの利用有無) ・医療保険情報 ・生活保護受給の有無 など			

#### 5 虐待の有無と緊急性の判断、対応方針の決定(コアメンバー会議)

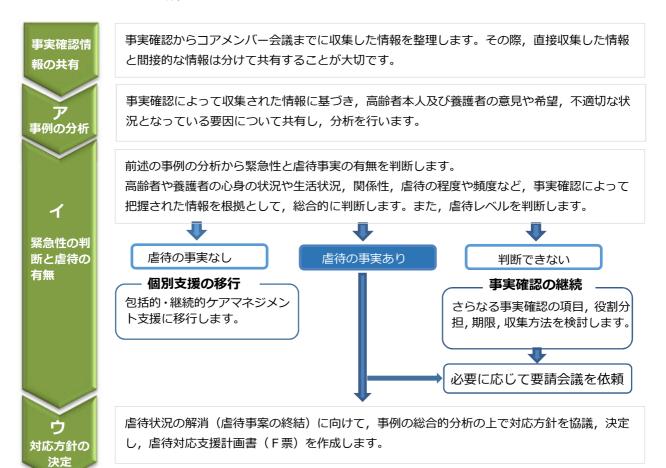
「情報共有ミーティング」において決定した情報を収集したものを共有・合議し、事例の総合的分析の上で、対応方針を決定します。また、必要に応じて、虐待対応に関する専門的・技術的助言や行政権限行使に関する判断のための会議の要否も検討します。

事実確認終了後,速やかに開催することが重要です。また、虐待の有無と緊急性を判断するために 必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。

#### コアメンバー会議 招集・会議進行 実施内容 参加機関 板書記録 帳票作成 ・高齢介護課 ①事実確認情報の共有 • 地域福祉課 権利擁護支 ②事例分析 · 高齢者生活支援 参加者で適 援センター 高齢介護課 ③虐待の有無と緊急性の判断 宜分担 センター (E, F) ④対応方針決定 ・権利擁護支援 (支援計画立案) センター

#### (1) コアメンバー会議の実施内容

コアメンバー会議では以下の4つの項目を実施します。



#### ア 事例の分析

事実確認で得られた情報から、コアメンバー会議記録(E票)をもとに、①虐待発生時期、② 虐待発生状況、③虐待の発生要因、④本人、養護者の意見・希望、を整理・分析することが重要 となります。上記の分析から、行政の権限行使の必要性を検討します。

#### イ 緊急性の判断と虐待の有無

#### (ア) 緊急性の判断

緊急性の判断は、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合の、緊急的な分離保護や立入調査の要否について検討します。 事実に基づき、高齢者本人からの訴えや客観的状況から判断し、高齢者の安全の確保を最優先する必要があります。その際、判断根拠を明確にしておく必要があります。

高齢者本人に生命・身体に重大な危機があるような緊急性を要する事案等の場合, **コア会議や権利擁護支援センター専門委員会**の援助を必要に応じて要請し,行政による適切な権限行使の要否を検討します。

#### 【参考】緊急性が高いと判断できる状況(必ずしも虐待という訳ではない)

- (1) 生命が危ぶまれているような状況が確認される,又は予測される
  - ・骨折, 頭蓋内出血, 重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
  - ・極度の体重低下など、栄養状況が悪化したり、健康状況が悪化している
  - ・怒鳴る、ののしる、うめき声が聞こえるなど、深刻な状況が予測される情報
  - ・器物(刃物, 食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり, エスカレートすると生命の危険性が予測される。
- ② 本人からの訴え
  - ・本人が具体的な内容に基づいて,緊急的な保護を求めている。
- ③ 生活破綻
  - ・公共料金の滞納等により生活が破綻している状態を確認または予測される場合

#### (イ) 虐待の有無

「ア 事例の分析」をもとに虐待の有無を判断します。ただし、高齢者と養護者を支援の対象者として位置付けることが目的であり、養護者を罰したり、養護者に「虐待者」というレッテルを貼るものではありません。また、虐待として認定することは、市町村に対して、適切な権限の行使を促すことも意味しています。

虐待有無の判断			必要となる	対応例
・虐待が疑われる事実が確認された場合			「虐待事案である」判断根	拠を明確にし, 虐待
・高齢者の権利侵害する事実が確認された	虐待あ	מ	のレベルを決定, その後「	対応方針」を決定し
場合			ます。	
・虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が			「虐待事案でない」とした	:, 判断根拠を明確に
確認されなかった場合	虐待な	U )	し,必要に応じ,権利擁護	支援,包括的・継続
			的ケアマネジメント支援に	移行。
・収集した情報が十分でなく,通報等の内			期限を定め, 事実確認を継続	続する。
容や他の権利侵害が確認できておらず,	uniber		事実確認が困難な場合は,	再度情報共有ミーテ
虐待の有無が判断できない場合	判断でき	ない	ィングを行い,方法,役割	分担について, 見直
		,	しを行い, 事実確認	C ==
			分担票を作成します。	C 票 事実確認分担票
			必要に応じ,要請会議の	子人唯心力追求
			依頼も検討。	

#### <虐待のレベル>

	レベル 3 (最重度)	レベル 2 (重度~中度)	レベル 1 (軽度)	虐待なし
総合	生命,心身の健康,生活 に関する危険な状態が生 じている。	生命,心身の健康,生活に著しい影響が生じている。	生命, 心身の健康, 生活への影響が予 想される。	左記 (バル1~レバ l 3) に該当せず, 虐待のみられない 状態。
身体的虐待	暴力等によって,生命の 危険がある。(重症の火 傷,骨折,頭部外傷,首 絞め,揺さぶり,身体拘 束など)	暴力等によって,比較 的軽症である打撲痕, 擦過傷,内出血が認め られる。睡眠薬の過剰 摂取による過度の睡 眠状態。	時々,軽くつねられる,叩かれるといった状態がみられる。	左記(M*N1~M*N3)に該当せず, 虐待のみられない 状態。
放棄·放 任	食事が与えられないことによる重度の低栄養や脱水状態。十分な介護を受けられないことによる重度の褥瘡や肺炎,屋外放置。	食事が与えられないことによる体重の減少がみられる。十分な介護が受けられないことによる極めて不衛生,不潔な状態。	一時的にケアが不 十分な状態であ る。状態にあった ケアがされていな い。	左記(レバル 1〜レバ ル 3)に該当せず, 虐待のみられない 状態。
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な状態により、人格や精神症状に歪みが生じている。時に抑うつ状態や自殺企図にまで至る。	暴言や無視により,無 気力や自暴自棄にな っている。自己効力感 の低下が著しい状態。	無視や幼稚言葉や 暴言があり,落ち 込むことがある。	左記(レバル 1~レバ ル 3)に該当せず, 虐待のみられない 状態。
性的虐待	同意のない性行為がなされること。わいせつな行為をすること。又は、させること。恒常的な行為が続く、又は、性感染症などに至る。	排泄介助後,下半身を 裸にし放置するなど, 心身の健康に影響の おそれがある。	性的な言葉かけ, 接触,視線を投げ かけられ,精神的 に苦痛を感じてい る。	左記 (レバル 1〜レバ ル 3) に該当せず, 虐待のみられない 状態。
経済的虐待	年金の搾取等により、収入源が途絶え、食事がとれない、電気、ガス、水道が止められる。	年金の搾取等により, 収入源が途絶え,支払 が滞りがちとなる。	他者が年金等を管理し、時折、本人の承諾なく使われている。	左記(レバル 1〜レバ ル 3)に該当せず, 虐待のみられない 状態。

出典 大阪府レビュー会議

虐待の種別によりレベルが異なる場合には、総合の項目を参照し、重度に判定された方を 優先してください。

#### Point!

虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、虐待対応従事者側が「養護者は一生懸命介護しているから」と主観を持ち込むことも避けなければなりません。

#### ウ 対応方針の決定

虐待認定した事例, 事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例について, 対応方針を決定します。対応方針を決定する上では「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で, 事例の状況に応じて検討することが重要です。

特に, サービス利用契約を結ぶ能力の不十分な認知症高齢者である場合や, 要介護認定を待つ時間的猶予がない場合,分離保護した高齢者に養護者が接触することによって高齢者の不安が増

大したり、安全が守られない危険性がある場合などには、高齢者を保護し権利侵害を防ぐための 手段として、適切に「やむを得ない事由による措置」を行う必要があります。

#### 【参考】緊急対応による分離保護の検討・実施が必要な場合

- ① 高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合
  - →入院治療の必要性を検討
    - 入院治療の必要性が高い場合,医療機関を受診し,医師の指示を仰ぐ。
  - ・ 入院治療の必要性が低い場合,下記②~⑤を検討
- ② 状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
- ③ 暴力や脅しが日常的に行われている場合
- ④ 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合
- ⑤ 虐待につながる家庭状況, リスク要因があるなど

#### →分離保護の検討

- ・ 養護老人ホームへの措置,特別養護老人ホーム等の介護保険サービスへの<u>やむを得ない事由による</u> 措置
- ・ 介護保険サービスを利用し、契約により特別養護老人ホームへの入所又はショートステイの利用
- ・ 別居の家族や親族宅, 友人宅, ホテル, 軽費老人ホームなどの利用

#### 【参考】適切なサービス等の導入の検討が必要な場合

- ① 適切なサービス導入によって,養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合
  - →治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施
  - →介護保険サービスの利用可能性の検討,又は利用状況の確認
  - ・ 契約による介護保険サービスの利用や,要介護認定が難しい場合 やむを得ない事由による措置を適用し,在宅サービスを導入する。
  - 介護保険サービスを申請しているが、利用していない場合 介護保険サービスの利用を検討する。
  - ・ 介護保険サービスを利用しているが、サービス量や種類が不足している場合 適切なサービス量や種類を検討する。
- ② 高齢者の判断能力が低下しているため,適切な財産管理ができていない場合
  - →成年後見制度又は日常生活自立支援事業の活用の検討
- ③ 経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合
  - →生活保護相談・申請,各種減免手続き等の検討

#### (2) コアメンバー会議の参加機関の役割

	高齢介護課	地域福祉課	高齢者生活 支援センター	権利擁護 支援センター
参加	地区担当者 係長職以上	係長職以上	担当者	担当者
招集	0			
会議進行	0			
板書記録	0		0	0
帳票作成/送付				0

### (3) コアメンバー会議時に作成する帳票

コアメンバー会議では、下記4つの帳票を作成する必要があります。

#### C票

事実確認分担票

情報共有ミーティング時に決定した事実確認の経過、結果を記入する。

#### D票

事実確認チェックシート

事実確認できた情報から、「身体の状態、生活の状況、心理・言動、経済面、支援、養護者の態度」の項目で該当する箇所にチェックし支援者の認識を共有させる。

#### E票

コアメンバー会議記録

会議時に共有した内容,事例分析〈発生の時期,状況,要因,本人・養護者の意見希望〉,緊急性の判断や根拠,虐待の有無,虐待のレベルや判断根拠などを記録する。

## F票

虐待対応支援計画書

虐待の認定をした後の対応方法を「いつまでに・誰が・何をするか」の計画書を作成 する。

#### その他

オワイトボード写真

- ①ホワイトボードを活用し、共有・協議内容をまとめる。
- ②会議終了後,権利擁護支援センターのカメラで撮影する。(個人携帯の使用は不可)

#### 【参考】要請会議を依頼する場合

高齢者本人に生命・身体に重大な危機があるような緊急性を要する事案や、さまざまな手段を講じても、なお養護者の介入拒否等に遭い、高齢者の生命や身体の安全を確認できない場合は、必要に応じ①コア会議、② 権利擁護センター専門委員会を要請し、立入調査や面会制限等の権限行使の要否を検討します。

#### ①コア会議

原則, コアメンバー会議からの要請を受けて開催され, 行政による適切な権限行使である下記 6 点の必要性を検討するもの

- 1 保護の必要性の判断, 2 やむを得ない事由による措置の必要性の判断, 3 立入調査の必要性の判断,
- 4 関係機関への要請支援の要否, 5 面会制限の必要性の判断, 6 成年後見制度市長申立ての必要性の判断

#### ②権利擁護支援センター専門委員会

支援方針・方法等に関する助言, 虐待・権利侵害等への対応や, 成年後見利用ニーズ等専門的検討を実施するもの

## 6 具体的な支援及び介入

虐待状況の解消や再発の防止に向けて,高齢者生活支援センターを中心に関係機関が連携し,高齢者や養護者への具体的な支援,介入を実施します。虐待対応支援は,通常のケアマネジメントと区別し,コアメンバー会議で作成された虐待対応支援計画に基づき行います。

#### (1) 高齢者への支援

支援者は、虐待を受けたことによって、高齢者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理を理解し、高齢者の本来もっている能力を引き出し、本人の自己決定を支援します。

しかし, 高齢者虐待対応においては, 高齢者自身が介入や関わりを拒否することがあっても, 客観的にみて高齢者の安全の確保が必要な場合は, 自己決定よりも高齢者の安全の確保を優先させる場合もあります。

支援者は,高齢者の生命や身体,財産が危機的状況におかれていることを常に意識するとともに, 通常のケアマネジメントと区別した対応が求められます。

#### (2)養護者への支援

高齢者虐待防止法では、養護者への負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています(第14条第1項)。

高齢者虐待事例への対応は虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて 対応することが必要であり、虐待対応支援計画は、それら養護者への支援も視野にいれて作成する ことが求められます。

高齢者が重度の要介護状態であり、養護者に認知症の理解がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間のつながりの希薄化、養護者自身が支援を要する障がいの状態にあるなど、高齢者虐待はさまざまな要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、虐待対応支援計画に規定される関係機関には、必ず養護者支援を担当するものが位置付けられていることが必要です。

なお,養護者に対する支援を行う際には、次の視点が必要です。

#### ア 養護者との間に信頼関係を構築

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという観点にたち、養護者等との信頼関係を確立するよう努める必要があります。そのため、必ずしも担当者がその役割を担うというのではなく、関係機関(つまり支援チーム)の中でその役割を担う機関(者)が必要となります。

#### イ 介護負担・介護ストレスの軽減

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧めたり、認知症の場合は、あじさいの会などの家族会、あるいは介護講習会への参加を勧めることにより、介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

地域関係の協力など,地区担当の民生委員・児童委員や福祉推進委員などの協力を得て,日常 生活上の見守り活動を実施してもらうなど,支援の輪を広げていくことも重要です。

#### ウ 養護者支援の必要性

養護者の判断能力や心身状況・生活状況等をアセスメントし、どのような課題があるのか、また、課題解決にはどのような支援が必要なのかを把握する必要があります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら、継続的に関わってその状況を再評価し、虐待状況の解消や再発防止につなげることが必要です。

これら長期的な支援過程は, 高齢者生活支援センターが関係機関と連携の上取り組んでいく必要があります。

## (3) 行政による権限行使

コア会議によって行政による権限行使が必要と判断された場合,法的根拠を明らかにし,適切な 支援,介入を図っていく必要があります。

(権限行使についてはP44 7 高齢者虐待防止法における市町村の権限行使 参照)

## 7 実施した支援の評価,虐待対応支援計画の見直し(虐待対応ケース会議)

コアメンバー会議により作成された虐待対応支援計画上に位置付けた支援の実施状況,目標の達成 状況の評価を行います。また,必要に応じて虐待対応の見直しも検討し,対応内容及び役割分担の確 認を行います。

## 虐待対応ケース会議

実施内容	参加機関	会議進行	板書記録	帳票作成
①実施した支援の評価 ②虐待対応計画の見直し ③対応内容及び役割分担	<ul><li>・高齢介護課</li><li>・高齢者生活支援</li><li>センター</li><li>・権利擁護支援</li><li>センター</li></ul>	高齢介護課	権利擁護支援センター	高齢者生活支 援センター (G, H)

協力機関等	実施内容
ケアマネジャー等	参加機関からの協力要請があった場合に,協力するよう努める。

### (1) 虐待対応ケース会議の実施内容

虐待対応ケース会議では下記3つの項目を実施する必要があります。

実施した支 援の評価

虐待対応計画書に即して,実施状況等の確認,評価を行います。(各目標に対する実施状況,確認した事実と日付,目標及び対応方法の変更の必要性の有無等)

虐待対応支 援計画の見 直し

対応内容及 び役割分担 の確認 計画の見直しを要すると判断された場合には、新たな支援の必要性、課題に対する解決策等を協議するとともに、見直し後の虐待対応支援計画書を作成します。

対応内容や方法等,協議した内容について,期日・役割分担等再度確認します。

## (2) 虐待対応ケース会議の参加機関と役割

	高齢介護課	高齢者生活 支援センター	権利擁護 支援センター	協力機関等
参加	地区担当者	担当者	担当者	担当者
招集		0		
会議進行	0			
板書記録			0	
帳票作成/送付		0		

※参加機関:参加機関は法律によって

「虐待対応を行う機関」

協力機関:「支援等のための施策に

協力してもらう機関」

## (3) 具体的な評価の方法及び視点

虐待対応計画に即して,以下の点に注意し,各目標に対する実施状況等の確認・目標に達成状況 などの評価を行います。

- ・設定した目標に向けて、予定通りに取り組んだか。(誰が、いつ、何をしたか)
- ・結果について確認された事実は何か。
- ・その事実は、当初の目標を達成したものであったか、又は目標や対応方法の変更を行う必要があるか。
- ・虐待の状況と高齢者本人,養護者の意向や状況はどうか。
- ・虐待解消に向けた養護者支援の必要性はあるのか。

これらを確認した上で、対応方法の変更の有無、支援を要する状況の確認、新たな支援の必要性について合議し、評価のまとめを行います。

以下に、設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項の例を示します。

#### 【参考】確認事項の例

#### <高齢者>

- ・高齢者の生命や身体の危険が回避されているか。
- ・介入拒否等により、対応が実施できていない状況にないか。
- ・新たに緊急に対応すべきリスクや行政権限の発動の必要性が生じていないか。

#### <養護者>

- ・高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。
- ・対応を行った結果,別の要因が発生していないか。

#### くその他の親族>

- ・他の家族の関わりによって、虐待の一時的解消が図れているか。新たな課題はないか。
- ・家族全体の状況や生活に変化が見られ、対応が必要な状況となっていないか。

#### <関係者>

- ・関係者の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・関係者の関わりを拒否し、対応が行えない状況になっていないか。

#### (4) 虐待対応ケース会議時に作成する帳票

虐待対応ケース会議では下記4つの帳票を作成する必要があります。

## G 票 個別ケース会議記録

共有した内容を記録します。

## H票 **自**教抗皮素種表

コアメンバー会議,及び前回の個別ケース会議時で作成した,虐待対応支援計画に即して,対応の実施状況や目標の達成状況,確認された事実を正確に把握し記録します。

## G票 魯林拉瑟爾福表

計画の見直しを要すると判断された場合には、新たな支援の必要性、課題、対応方法を「いつまでに、だれが、何をするのか」新たな計画書を作成します。

# その他 わんぱート 写真

各々の参加機関で認識の齟齬がないように、わかりやすく可視化するためホワイトボード等を活用するとともに、進行役が最終確認を行い、合意形成を図ってください。

## (5) 状況確認後の対応

作成した虐待対応支援計画に即して,実施状況等の確認・評価を行います。具体的には高齢者本人,養護者等における支援の目標達成状況の評価と対応方針変更の有無を協議します。

さらに、事例を総合的に分析し、支援を要する状況の確認と新たな支援の必要性を協議します。

#### ア 虐待対応の継続や新たな支援が必要な場合

新たな支援の必要性,課題に対する解決策を協議するとともに,見直し後の虐待対応支援計画を 作成します。

## イ 虐待が解消され、虐待対応の継続や新たな支援が不要な場合

虐待対応の終結・終了会議の開催時期や条件について検討します。

## 8 虐待対応の終結・終了会議

「虐待対応の終結」とは、虐待状況(高齢者本人の権利侵害や生命・身体・財産が危険な状態)が 解消されたことを意味します。

「虐待対応の終了」とは、高齢者本人の死亡・転出や養護者の死亡など、支援・介入が物理的にできなくなったことを意味します。

虐待対応の終結にあたっては、「虐待状況が解消されたと確認できること」が最低条件となります。 虐待対応ケース会議での確認をもとに、虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消に繋がったかどう か判断します。

#### 終結・終了会議

実施内容	参加機関	招集・会議進行	板書記録	帳票作成
①虐待状況解消の確認 ②終結・終了の判断 ③今後の支援担当機関の 確認	<ul><li>・高齢介護課</li><li>・地域福祉課</li><li>・高齢者生活支援</li><li>センター</li><li>・権利擁護支援</li><li>センター</li></ul>	高齢介護課	参加者で適 宜分担	高齢者生活 支援センタ ー(I)

## (1)終結・終了会議の実施内容

終結・終了会議では下記3つの項目を実施する必要あります。

虐待状況の 解消の確認 現状の情報の確認。

終結・終了 の判断

今後の支援 担当機関の 確認

- ・虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消につながったかどうかを判断します。
- ・虐待の再発のおそれから、なかなか終結に至らないことがあります。虐待を再発させないた めにも、虐待の発生要因についてしっかりした分析を行う必要があります。

高齢者の思いを尊重できる環境を整えるために, 必要な支援者に引き継げる体制を整えます。

## (2)終結・終了会議の参加機関と役割

	高齢介護課	地域福祉課	高齢者生活 支援センター	権利擁護 支援センター
参加	地区担当者 係長職以上	係長職以上	担当者	担当者
招集			0	
会議進行	0			
板書記録				0
帳票作成/送付			0	

#### (3)終結の考え方

虐待対応は必ず終結させる必要があります。ただし、それはあくまでも虐待対応の終結であって、 支援の終結ではありません。また、終結の判断に際しては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が 安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できることが必要です。

本人の生命や身体の安全確保を重視する観点から、必ずしも高齢者の希望する生活と終結の形態とが一致しないことも考えられます。そうした場合であっても、高齢者の思いを尊重できる環境を可能な限り整えることが重要となります。

#### Point!

虐待再発の恐れから、なかなか「終結」に至らない場合があります。虐待を再発させないためにも、 虐待の発生要因についてしっかり分析を行い、どのような生活が高齢者にとって最善なのか、判断し ていく必要があります。

### (4) 虐待対応の終結から今後の対応の検討

「終結」とは、あくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも高齢者や養護者との関わりが終了することではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護支援や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する場合があります。高齢者生活支援センターは、「支援者支援」の役割を担うので、権利擁護支援ニーズや生活支援ニーズ等が残された場合は、担当する機関を明確にする必要があります。

## (5)終結・終了会議時に作成する帳票

終結・終了会議では下記2つの帳票を作成する必要があります。

I票 終結・終了会議記録

今までの状況を加味した上で,終結・終了かの判断結果を記載する。

その他 ホワイトボード写真

各々の参加機関で認識の齟齬がないように、わかりやすく可視化するためホワイトボード等を活用するとともに、進行役が最終確認を行い、合意形成を図ってください。

虐待状況が解消されたか確認、評価の上、虐待対応の終結・終了の判断を行います。

## 9 その他要請会議

面会制限と立入調査の必要性を検討するコア会議及び専門職の助言をもらう権利擁護支援センター 専門委員会の2つあります。

## (1)コア会議

原則, コアメンバー会議からの要請を受けて開催され, 行政による適切な権限行使の必要性を検討します。

#### コア会議

実施内容	構成メンバー	事務局・記録作成
<ol> <li>保護の必要性の判断</li> <li>やむを得ない事由による措置の必要性の判断</li> <li>立入調査の必要性の判断</li> <li>関係機関への支援要請の要否</li> <li>面会制限の必要性の判断</li> <li>成年後見制度市長申立ての必要性の判断</li> </ol>	・福祉部長 ・高齢介護課長 ・地域福祉課長 ・担当ケースワーカー	高齢介護課 コア会議検討シート

コア会議の参加メンバーは上記5名の行政機関及び関係機関の職員で行います。 事務局は芦屋市高齢介護課が担います。会議開催にあたり、収集されたケース情報を元に「コア会議検討シート」に基づき検討します。

実施項目	内 容
	高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や,放置しておくと重大
保護の必要性の判断	な結果を招くおそれが予測される場合や心身の状況や生活状況, 関係
	性, 虐待の程度や頻度等を総合的に判断するもの
やむを得ない事由による措置の必	介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難な場合
要性の判断	や高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合の行政権限
	立入調査は「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重
立入調査の必要性の判断 	大な危険が生じているおそれ」が認められる場合の行政権限
<b>関係機関なの主接亜語の亜不</b>	立入調査に対する協力や養護者等からの暴力や暴言が予測される場合
関係機関への支援要請の要否	等に警察等に対応要請をおこなう判断をするもの。
<b>売会制阻の立西性の判断</b>	高齢者の意思や心身の状況, 養護者の態度等から, 養護者と面会するこ
面会制限の必要性の判断	とによる危険性や弊害を考慮したうえで認められる行政権限
成年後見制制度市長申立ての必要	認知症等により判断能力が低下しており, 親族等の協力を得ることが困
性の判断	難な場合に,生活安定に向けた対応を行うための行政権限

コア会議では下記1つの帳票を作成する必要があります。

コア会議 検討シート

今までの状況を加味した上で, 面会制限又は立入調査の必要性を記載する。

## (2)権利擁護支援センター専門委員会への援助要請

支援対応の過程において,司法関係者や医療関係者など専門職の助言を要する局面に遭遇することが考えられます。

権利擁護支援センター専門委員会は、支援方針・方法等に関する助言、虐待・権利侵害等への対応や、成年後見利用ニーズなど専門的検討を行う委員会です。

委員会の構成員は、司法関係者、保健又は医療関係者、介護サービス及び介護予防サービス提供 事業者、権利擁護支援センター職員です。

委員会への援助要請は、「権利擁護支援センター専門委員会」事務局である、芦屋市権利擁護支援センターを通じておこないます。

参考 P66「芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領」

## 7 高齢者虐待防止法における市町村の権限行使

## 1 立入調査

養護者による高齢者虐待により、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、市町村長は、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができるとされています(第11条)。

立入調査をする場合,市町村長は,高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から,必要に応じ適切に,当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対して援助を求めなければならないとされています(第12条第2項)。

また, 高齢者生活支援センターや権利擁護支援センターが, 市町村から依頼を受けた場合は, 関係機関の1つとして市町村職員が実施する事実確認や立入調査に同行し高齢者の生命や身体の安全や生活状況等の確認等の役割を遂行します。

#### (1) 立入調査の流れ

ア 立入調査の 要否の判断

立入調査は強制力の行使にあたることから、その要否については慎重に判断する必要があるため、最終判断はコア会議で行います。

・ 立入調査の 事前準備

**\** 

立入調査の

実施

・ 立入調査記 録の作成 コア会議で決定された援助機関とともに, 事前に綿密な打合せ・準備を行います。

事前準備をもとに立入調査を実施します。ケースの状況によって同行する職員等を個別に判断します。

立入調査の実施後,確認した事実を正確に記録します。

#### ア 立入調査の要否の判断

立入調査は、強制力の行使にあたることから、要否を判断するために、様々な工夫を行って、 高齢者の生命や身体の安全確認を行ったことを確認することが必要です。

立入調査の要件を満たすためには、さまざまな工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった、ということが根拠として必要になります。

しかし、立入調査の要件を充たしたとしても、市町村が立入調査の際に行使できる権限には、 限界があります。下記の2つが立入調査の許される行為となります。

### 【参考】立入調査の許される行為

- ○物理的な有形力の行使をしてでも立ち入るということが認められるわけではなく, 高齢者や養護者の同意な く住居内に立ち入りをしても住居侵入罪等の罪に問われないこと
- ○養護者が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合に、罰金が科せられること(第30条)を背景に、 立入調査を強く求めること(間接強制)

#### 【参考】立入調査が必要と判断される状況の例

- ○高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- ○高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき
- ○何らかの団体や組織,あるいは個人が,高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり,管理していると判断されるとき
- ○過去に虐待暦や援助の経過がある等, 虐待の蓋然性が高いにもかかわらず, 養護者が訪問者に高齢者を会わせない等, 非協力的な態度に終始しているとき
- ○高齢者の不自然な姿が目撃されたり、うめき声、泣き声等が確認されているにもかかわらず、養護者が他者 の関わりに拒否的で接触そのものができないとき
- ○入院や医療的な処置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき
- ○入所施設等から無理矢理引き取られ,養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき
- ○養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき
- ○家族全体が閉鎖的,孤立的な生活状況にあり,高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき
- ○その他, 虐待の蓋然性が高いと判断され, 高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず, 養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき

#### Point!

#### 正当な理由なく立入調査を拒否した場合の罰則(第30条)

正当な理由がなく,第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み,妨げ,若しくは忌避し,又は同項の規定による質問に対して答弁をせず,若しくは虚偽の答弁をし,若しくは高齢者に答弁をさせず,若しくは虚偽の答弁をさせた者は,30 万円以下の罰金に処する。

#### イ 立入調査の事前準備

立入調査の実施にあたっては,事前に綿密な準備を行う必要があります。以下に事前準備の内容を例示します。

- ・立入調査による事実確認方法を検討します。
- ・必要に応じて,援助要請機関を決定します。(警察,医療機関)
- ・ケースの状況から、立ち入り調査時に弁護士や、医師などを同行して行うことがあった場合には、「権利擁護支援センター専門委員会」の援助要請を行います。この場合の取扱いは、要綱に規定する委員長の指名によるものです。

なお, この際, 指名を受けた委員が上記に従事できない場合にあっては, 当該委員が指名する ものをオブザーバーとして従事させることとします。

- ・立入調査を行う担当者を決定します。
- ・立入調査を実施する場合には芦屋警察署長へ「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」により依頼 します。なお、立入調査の実施前に、警察の担当者に対し高齢者や養護者等の状況を伝えたり、 立入調査の際の役割分担や対応手順を共有しておくことが大切です。

## Point!

- ・立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせないようにします。
- ・立入調査ではタイミングが重要なポイントであり、個々の事例の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が 必要になります。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれ が良いかなどについて、慎重な検討を要します。
- ・養護者がドアを開けないなど拒否的な場合には、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けさせたり、 家主や管理人に合鍵を借りるなどの方法を検討します。

#### ウ 立入調査の実施

#### (ア) 身分証明書の携行

立入調査を行う職員は,身分証明書を携帯します。

#### (イ) 立入調査の目的の説明

立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査の理由などについて誠意を持って説明します。 また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

#### (ウ) 高齢者の生命や身体の安全確認の必要性の判断

第一に安全確認を行います。高齢者の身体的な外傷の有無や程度,健康状態,養護者等に対する態度,脅えの有無などを観察するとともに,できれば同行の医療職が高齢者の健康状態を確認します。高齢者から話を聞ける場合には,養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内が不衛生・乱雑であるなどの特徴があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体にかかわる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者と摩擦が生じたとしても高齢者の保護を優先させることが重要です。

#### (工) 虐待が疑われる事実の確認と養護者や家族への対応

高齢者の生命や身体の安全を確認した後,高齢者と養護者から話を聞きます。その際,担当者は分けて,できるだけ別の場所で聞き取りを行います。

継続的に関われるように各種サービスの説明や相談先を伝え,支援につなげやすい配慮が必要です。

#### 【参考】緊急分離が必要でないと判断された場合

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。なお、緊急の対応が不要となったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりをもつことが必要になります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

### エ 立入調査記録の作成

立入調査においても、確認した事実を正確に記載することが重要です。

ここで記載した事実を基に, コアメンバー会議等において, 虐待の有無や緊急性の判断を行う ことが求められます。

## 2 やむを得ない事由による措置

虐待防止及び当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合,適切に「やむを得ない事由による措置」を実施する必要があります。その場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。

高齢者の安全の確認,保護を優先し,養護者等から事情を聴取し,措置入所や入院等の措置に関して説明を行います。

また、老人福祉法上の措置を行う場合であって、養護者との分離が必要であり、面会の制限を行う必要がある場合には、措置委託機関と綿密な事前調整を図るほか、その実施の主体として芦屋市高齢介護課が養護者の窓口となります。措置解除後はこの限りではありません。

#### 【参考】第9条第2項の解説

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくと重大な結果を招く恐れが予測される場合など、他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認めた場合には、市町村は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されています。

高齢者のおかれている状況からやむを得ない事由による措置の実施の要否について適切に見極め判断を行うのは、**措置権限を有する市町村の責務**です。必要があるにもかかわらず、適切に措置を実施しなかった場合には、市町村が法的責任を問われる可能性があります。

## (1) やむを得ない事由による措置の要否の判断

老人福祉法に基づく「やむを得ない事由」とは、下記の場合が想定されます。

#### 【参考】「やむを得ない事由」について

- ○老人ホームへの入所措置等の指針について (平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知) 抜粋
- ・65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、※やむを得ない事由により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
  - ※「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す
- ・65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要がある と認められる場合、又は65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための 支援を必要と認められる場合

## <老人福祉法上の措置ができるサービス>

- ○やむを得ない事由による措置
- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護・特別養護老人ホーム
- ○養護老人ホームへの措置

「やむを得ない事由による措置」に関しては、次の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- ○「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことが可能である。
- ○高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。
- ○高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも,「やむを得ない事由による 措置」を行うことは可能である。

平成15年9月8日開催 全国介護保険担当者課長会議資料より

高齢者虐待対応において、法が想定する「やむを得ない事由による措置」の活用場面を整理すると、以下の①~⑤の場合に積極的な措置権限の行使が求められます。

#### 【参考】積極的な措置権限の行使が求められる状況

- ①「生命又は身体に重大な危険の生じるおそれがある。」場合
- ②高齢者の判断能力が低下し,必要なサービスが利用できない場合
- (例) 緊急性はないものの,認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず,かつ,養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合
- ③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- (例)・高齢者が金銭を管理できず、養護者が管理している状況で、高齢者に必要なことがされていない場合・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待により、介護保険制度のサービス利用の利用者負担金を支払うことができない場合
- ④高齢者が自ら助けを求められない場合(又は求めようとしない場合)
- (例) 高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、又は庇い (共依存の場合も), サービス利用を拒否する場合
- ⑤面会制限の適用が必要な場合
- (例) 高齢者が分離を望んでいるが、養護者が自宅に連れ戻すことが予測される場合

#### (2)措置の解消

やむを得ない事由が解消した時点で、やむを得ない事由による措置は解除しなければなりません。 具体的な判断の例としては、以下のような場合が考えられます。

#### 【参考】措置の解消の具体的な例

#### ○家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって**養護者や家族の生活状況が改善**し、高齢者が家庭で生活可能と判断される場合。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

○介護サービスの申請や契約が可能になり, 契約入所になる場合

養護者等から虐待や無視の状況から離脱し,**要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能**になった場合や,成年後見制度等に基づき,本人を代理する補助人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合など。

## 3 面会制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています。(第 13 条)

#### (1) 面会制限の要否の判断

コア会議で, 面会制限の要否を決定します。

高齢者の生命や身体の安全確保のために必要かどうかを判断する上では,高齢者の意思や心身の 状況,養護者の態度等から,養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し,総合的に検討す ることが重要です。また,面会制限を必要とした場合には,判断根拠を記録し明確にしておくとと もに,制限する期間を定め,見直す時期を定めることが必要です。

#### 【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- ○保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要する と考えられる場合。
- ○情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できない場合 などの情報が揃うまでの一定期間。
- ○高齢者が養護者との面会を望んでいない、又は面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合。
- ○養護者の過去の言動や, 高齢者と養護者の関係性から, 強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合。

#### (2) 面会制限中の対応

養護者はさまざまな方法で, 高齢者への接触を求めることが予想されます。そのため, 事前に行政と施設は常に緊密に連携をとり, 養護者が面会を求めた場合の対応等について事前に協議しておく必要があります。

#### (3) 面会制限解除の判断

高齢者の意思や心身の状況,養護者の態度等から,養護者と面会することによる危険性や弊害も 考慮し,総合的に検討することが必要です。

### 【参考】面会制限の解除を判断する際に確認するべきこと

- ○高齢者に,養護者との面会の意思があるか
- ○高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか
- ○養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか

#### (4) 面会制限解除後の面会方法

高齢者の安全を第一に考え、当初は高齢介護課、高齢者生活支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めるなど、面会方法に工夫することが求められます。保護場所を秘匿する必要がある場合は、保護先の施設とは別の場所で面会を行い、高齢者と養護者の様子を観察し次の段階へ進めるかどうかを判断する必要があります。

## 面会制限に関するQ&A

虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか?

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームに措置した場合、市町村又は施設長は、虐待をした養護者と高齢者の面会を制限することを規定しています。(第 13 条) この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象としていません。しかし、親族など養護者に頼まれた者が面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性がある場合には、施設長が施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。

ただし,面会制限の要否の判断は,市町村と施設長が十分協議した上で,一定の基準に従ってなされるべきです。

養護者から高齢者が入所している施設を教えるように要求されることがありますが, どのように対応したら良いでしょうか?

高齢者と血縁関係がある養護者であっても、個人情報保護法上は「他人」にあたりますので、高齢者の居場所を教える法的義務はありません。

養護者が面会に来たり、連れ戻しに来る可能性がある場合は、面会制限の解除の判断がなされるまでは、 養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。

## 4 成年後見制度市長申立ての必要性の判断

養護者による高齢者虐待の場合には、他の親族等の協力を得ることも難しいことが多いため、高齢者自身が認知症で判断能力が低下している場合、高齢者の権利を擁護する対応手段として、市町村長申立てによる成年後見制度の活用を含めた検討を行う必要があります。

高齢者虐待防止法でも,適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求(以下「市町村申立て」という。)を行うことが規定されています。

法定後見の申立ては,原則本人・配偶者・四親等内の親族等が行いますが,市町村申立ての場合には,基本的に,二親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとされています。

申立てを行うことができる親族等がいる場合など,市町村申立ての必要がない場合などは,高齢者 生活支援センターによる相談支援を行うことにより,申立てを行う親族等に対する利用支援を行うこ とが必要です。

また,社会福祉協議会等の「福祉サービス利用援助事業」(日常生活に不安を感じていたり,判断能力が不十分な方に対する日常的な金銭管理等を行うサービス)の活用も含めた支援方策を検討することが必要です。

なお、制度活用にあたっての具体的な援助、活用にあたっての困難さ等が伴う場合には、芦屋市権 利擁護支援センター専門委員会に対して、技術的(場合によっては直接的な)支援を要請し、手続き 支援に関する役割分担を図ることも、支援を行う際の有効な手段や方法のひとつであると考えられま す。

成年後見制度の申立ては、本人や四親等内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます(老人福祉法第32条)。

なお,虐待等の場合で二親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には,二親等内の親族がいたとしても,本人の保護を図るため,市町村長申立てが必要となる場合があります。

#### (1) 成年後見制度活用の判断

認知症等で判断能力が低下している高齢者への虐待において成年後見制度を活用する具体的な 場面としては、下記のような状況が想定できます。

#### 【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ① 経済的虐待等の場面で, 高齢者の生活(医療・介護)のための年金等, 収入・資産を確保する必要がある場合
- ② 介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用等生活上必要な契約を締結するに際し、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合 など

#### (2) 成年後見制度の利用の実施手順

成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、速やかに、申立ての準備に入ります。緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使する等、審判前の保全処分を検討することが有効です。

## (3) 成年後見制度利用支援事業の活用

高齢者の資産による成年後見人制度の利用が困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」による 費用の助成可能な場合があります。

#### 【参考】成年後見制度を利用する時の留意事項

① 親族が市長申立てに反対した場合でも, 高齢者本人の権利保護を優先する

高齢者虐待の場合,2 親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられますが,緊急性がある場合は本人の保護を図るため,市町村申立てをすることが重要です。

② 迅速な対応が必要な場合,保全処分を活用する

審判前に年金等の搾取から守るために財産を管理する手段を講じたい場合は,成年後見開始審判の申立てとともに,家事審判法上の保全処分として,財産管理者の選任を求め,速やかに財産管理者が年金等を確保する手段を活用することも必要です。

#### 【参考】成年後見制度利用支援事業による助成

- ○申立費用(登記印紙代,鑑定費用等)
- ○後見人等への報酬
- ※費用等の助成については、芦屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱により別途要件が定められています。

## 8 養護者による高齢者虐待ケースレビュー会議

原則として年間4回(6月末・9月末・12月末・3月末),終結・終了していない虐待通報案件について,ケースレビュー会議(対応の評価とふり返り)を行います。具体的には,以下の2つです。

- ① 3か月毎のモニタリングの実施,
- ② 6か月毎のケースレビュー会議の実施,

## ケースレビュー会議

実施内容	参加機関	招集・会議進行	板書記録	帳票作成
①ケースの進捗状況の 共有 ②地域課題の抽出・整 理・分析	<ul><li>・高齢介護課</li><li>・地域福祉課</li><li>・高齢者生活支援センター</li><li>・高齢者生活支援センター基幹的業務担当</li></ul>	高齢介護課	参加者で適 宜分担	高齢者生活支援 センター 権利擁護支援セ ンター (ル*1-シート)

## (1) 高齢者虐待ケースレビュー会議の実施内容(ケースレビュー会議の意義)

会議では以下の内容を行ないます。

対応中の 全ケースの 確認

共通課題 の整理

## 対応しているケースの進捗状況を把握し、虐待対応中核チーム全員で共有します。

原則として虐待対応はケース毎に開催される会議を軸にPDCAサイクルで対応されます。このサイクルで適切に対応されているかを全員で確認する機会になります。

# ケース対応を通じて把握した地域の共通課題を整理・分析し,虐待防止に向け「仕組みづくり」につなげます。

ケース対応をしていると近視眼的になり、不足する社会資源やネットワーク、体制整備などに目を向けにくくなります。ケースレビュー会議は「チーム全員が鳥瞰的に地域を見渡す機会」になります。

## (2) 高齢者虐待ケースレビュー会議の参加機関の役割

	高齢介護課	地域福祉課	高齢者生活支援センター	権利擁護 支援センター	高齢者生活支援センター基幹的 業務担当
参加	地区担当者 係長職以上	地区担当 係長職以上	担当者	担当者	担当者
招集	0				
会議進行	0				
板書記録					
帳票作成/送付			0	0	

## (3) 高齢者虐待ケースレビュー会議(評価やふり返り)の具体的方法及び視点

#### ア モニタリングの実施(レビューシートへの記載)

レビューシートはモニタリング実施時期(6月,9月,12月,3月)の約3週間前に,権利擁護支援センターから各高齢者生活支援センターに送付されます。各高齢者生活支援センターはケースの進捗状況をモニタリングし、その結果をレビューシートに記載します。モニタリング状況を加筆したシートは権利擁護支援センターに返送し、ケースレビュー会議時に資料として参加者に配布します。

3週間前に権利擁護支援センターからレビューシート送付

各高齢者生活支援センターで, モニタリングを実施し,レビュ ーシートに記載 各高齢者生活支援センターから, レビューシートを, 権利擁護支援センターに送付

	6月	9月	12月	3月
モニタリング	0	0	0	0
ケースレビュー会議		0		0

## イ ケースレビュー会議での評価とふり返り

ケースレビュー会議は、個別のケースの検討、つまり対応方針や対応方法の検討を行いません。 レビューシート、特に前回のケースレビュー会議以降の各ケースの進捗について実施されたモニ タリングを中心に全ケースを見直し、参加者全員で進捗状況を共有します。

ケースレビュー会議の結果,何らかの事情でケース対応が膠着していることがわかった場合は, 必要に応じて要請会議やコンサルテーションの機会の設定等を検討します。

## ウ 地域課題の抽出や整理・分析

全ケースのレビューが終了した段階で、レビューシートの統計データをもとに共通課題の抽出や整理・分析を行います。以下に検討ポイントを例示します。

#### 【参考】地域課題の抽出や整理・分析の例

- ・どのような人からの相談が多いのか? (ケース発見機能を強化するためにどんな方策が有効か)
- ・認定の有無や認知症自立度の傾向は?(虐待発生のリスク要因はどのようなものか)
- ・虐待者はどんな特質を有する人か?(地域における見守りや啓発のターゲットはどのような人か)
- ・どのような対応傾向があるのか? (対応のレパートリーを増やす方策はあるか)

など

## 9 関係法令等

法文等名称	掲 載ページ
高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)	55
老人福祉法(昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号) ~抜粋~	61
老人福祉法施行令(昭和 38 年 7 月 11 日政令第 247 号) ~抜粋~	63
老人福祉法施行規則(昭和 38 年 7 月 11 日厚生省令第 28 号) ~抜粋~	64
芦屋市入所措置等に関する規則 〜抜粋〜	65
芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱	66
芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿	67
芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領	68
芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員名簿	70
芦屋市権利擁護支援センター専門委員会構成員名簿	71

## 1 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 17年 11月 9日 法律第 129号)

- 第1章 総則(第1条1第5条)
- 第2章 養護者による高齢者虐待の防止,養護者に対する支援等(第6条1第19条)
- 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第20条1第25条)
- 第4章 雑則 (第26条1第28条)
- 第5章 罰則(第29条・第30条)

附則

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による 高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- □ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置,養護者以外の同居人によるイ,八又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に 財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為 をいう。
- 一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設,同条第27項に規定する介護老人福祉施設,同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が,当該養介護施設に入所し,その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- □ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 八 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業,同条第14項に規定する地域密着型サービス事業,同条第24項に規定する居宅介護支援事業,同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業,同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が,当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イから木までに掲げる行為
- 6 65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

#### (国及び地方公共団体の責務等)

- 第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は, 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう, これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため, 関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は,高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため, 高齢者虐待に係る通報義務,人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を 行うものとする。

#### (国民の責務)

第4条 国民は, 高齢者虐待の防止, 養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに, 国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止, 養護者に対する支援等のための施策に協力するよう 努めなければならない。

#### (高齢者虐待の早期発見等)

- 第5条 養介護施設,病院,保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等,医師,保健師,弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は,高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し,高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢 者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第2章 養護者による高齢者虐待の防止,養護者に対する支援等

#### (相談,指導及び助言)

第6条 市町村は,養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保 護のため,高齢者及び養護者に対して,相談,指導及び助言を行うものとする。

#### (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- 第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は 身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治 40 年法律第 45 号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は,前 2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通報等を受けた場合の措置)

- 第9条 市町村は,第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは,速やかに,当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに,第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (居室の確保)

第 10 条 市町村は,養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項 第 3 号又は第 11 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (立入調査)

第11条 市町村長は,養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは,介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして,当該高齢者の住所又は居所に立ち入り,必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (警察署長に対する援助要請等)

- 第12条 市町村長は,前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において,これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは,当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、 前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

#### (面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

#### (養護者の支援)

- 第 14 条 市町村は,第6条に規定するもののほか,養護者の負担の軽減のため,養護者に対する相談, 指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### (専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護 及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保する よう努めなければならない。

#### (連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

#### (事務の委託)

- 第17条 市町村は,高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに,第6条の規定による相談, 指導及び助言,第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受 理,同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに 第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託す ることができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は,正当な理由なしに,その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する 届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定 による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には,当該通報又は届出を受けた高齢者虐

待対応協力者又はその役員若しくは職員は, その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報 又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に 対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示するこ と等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

#### (都道府県の援助等)

- 第 19 条 都道府県は, この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し, 市町村相互間の連絡調整, 市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

#### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第21条 養介護施設従事者等は,当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は,速やかに,これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか,養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は,当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は,速やかに,これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか,養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を 発見した者は,速やかに,これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第 18 条の規定は, 第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は,第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として,解雇 その他不利益な取扱いを受けない。
- 第22条 市町村は,前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は,地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については,厚生労働省令で定める場合を除き,適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による 届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県 知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に 係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、 老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第25条 都道府県知事は,毎年度,養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況,養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

#### (調査研究)

第26条 国は,高齢者虐待の事例の分析を行うとともに,高齢者虐待があった場合の適切な対応方法, 高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止,高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び 養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は,養護者,高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について,相談に応じ,若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し,又は高齢者虐待対応協力者に,財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、 老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は,高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため,成年後見制度の周知のための措置,成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより,成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は,1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第30条 正当な理由がなく,第11条第1項の規定による立入調査を拒み,妨げ,若しくは忌避し, 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず,若しくは虚偽の答弁をし,若しくは高齢者に答弁を させず,若しくは虚偽の答弁をさせた者は,30万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 (検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止,養護者に対する支援等のための制度については,この法律の施行後3年を目途として,この法律の施行状況等を勘案し,検討が加えられ,その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 2 老人福祉法(抜粋)

(昭和38年7月11日 法律第133号)

(居宅における介護等)

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第 1 号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第 5 条の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 65歳以上の者であつて,認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。) であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が,やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは,その者につき,政令で定める基準に従い,第5条の2第6項に規定する住居において入浴,排せつ,食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い,又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴,排せつ,食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- 六 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第 20 条の 8 第 4 項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第 5 条の 2 第 7 項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。
- 2 市町村は,65歳以上の者であつて,身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき,前項各号の措置を採るほか,その福祉を図るため,必要に応じて,日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し,若しくは貸与し,又は当該市町村以外の者にこれを給付し,若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

- 第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。
- 一 65 歳以上の者であつて,環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ,又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65 歳以上の者であつて,身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし,かつ,居宅においてこれを受けることが困難なものが,やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは,その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ,又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第12条 市町村長は、第10条の4又は前条第1項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、 当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなけれ ばならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令 で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第 12 条の 2 第 10 条の 4 又は第 11 条第 1 項の措置を解除する処分については, 行政手続法(平成5 年法律第 88 号) 第 3 章 (第 12 条及び第 14 条を除く。) の規定は, 適用しない。

(措置の受託義務)

- 第20条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は,第10条の4第1項の規定による委託を受けたときは,正当な理由がない限り,これを拒んではならない。
- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は,第11条の規定による入所の委託を受けたときは,正当な理由がない限り,これを拒んではならない。

(費用の支弁)

- 第21条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
- 一 第10条の4第1項第1号から第4号まで及び第6号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 1の2 第10条の4第1項第5号の規定により市町村が行う措置に要する費用

- 二 第11条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 三 第11条第1項第2号の規定により市町村が行う措置に要する費用

#### (費用の徴収)

第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

#### (審判の請求)

第32条 市町村長は,65歳以上の者につき,その福祉を図るため特に必要があると認めるときは, 民法第7条,第11条,第13条第2項,第15条第1項,第17条第1項,第876条の4第1項又は 第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

## 3 老人福祉法施行令(抜粋)

(昭和38年7月11日 政令第247号)

(居宅における便宜の供与等に関する措置の基準)

第5条 法第10条の4第1項第1号の措置は、当該65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第1号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。)若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第1号訪問事業を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。)を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

- 2 法第10条の4第1項第2号の措置は、当該65歳以上の者(養護者を除く。)であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第1号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護,地域密着通所介護,認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護若しくは第1号通所事業を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。
- 3 法第10条の4第1項第3号の措置は,当該65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが, やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用

することが著しく困難であると認められる場合において,又は当該 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け,当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において,身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。

- 4 法第10条の4第1項第4号の措置は、当該65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第5項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。
- 5 法第10条の4第1項第5号の措置は、当該65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症(同法第5条の2に規定する認知症をいう。)の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第6項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。
- 6 法第10条の4第1項第6号の措置は、当該65歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス(同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第7項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

## 4 老人福祉法施行規則(抜粋)

(昭和 38 年 7 月 11 日 厚生省令第 28 号)

(法第5条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第5条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者に必要な便宜とする。

(法第5条の2第2項等に規定する厚生労働省令で定める第1号訪問事業)

第1条の2 法第5条の2第2項並びに老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号。以下「令」という。)第1条第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定める第1号訪問事業は,介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。第1条の3の2において同じ。)により行われる同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業とする。

(法第5条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第1条の3 法第5条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

(法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第1条の4 法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は,特別養護老人ホーム,養護老人ホームその他これらに準ずる施設であつて同項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設とする。

(法第5条の2第5項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

第1条の5 法第5条の2第5項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は,機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

(法第5条の2第5項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第1条の6 法第5条の2第5項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者に必要な便宜とする。

## 5 芦屋市入所措置等に関する規則(抜粋)

(入所判定委員会)

第2条 市長は、老人ホームへの入所措置の要否を判定するため、福祉事務所内に入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、入所措置の開始、変更等に当たつては、その意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会を開催しないことができるものとする。

- (1) 特別養護老人ホームに係る入所判定を行う場合であつて、介護保険法(平成9年法律第123号) 第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条の要介護認定を受けている場合
- (2) 高齢者虐待の防止,高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第9条の規定により,養護者による高齢者虐待を受け,生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合
- (3) やむを得ない事由により、特別養護老人ホームへの入所措置を行う場合

## 6 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

(平成22年7月20日)

(設置)

第1条 高齢者,障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策,高齢者,障がい者の権利を守るための支援策及 び芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため, 芦屋市権利擁護システム推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること。
- (2) 権利擁護支援システムの改善に関すること。
- (3) 芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること。
- (4) 権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は,委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健, 福祉及び医療関係者
- (4) 地域包括支援センター運営協議会関係者
- (5) 芦屋市自立支援協議会関係者
- (6) 芦屋市権利擁護支援センター関係者
- (7) 福祉団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) その他市長が必要と認めた者 (平 26.4.1・平 28.4.1・一部改正)

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。 (プロジェクトチーム)
- 第7条 委員会は、権利擁護支援の推進を図る上で必要と認めるときは、プロジェクトチームを組織することができる。
- 2 プロジェクトチームの構成員は、委員長が委員の中から指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は委員長の意見を聴いて、委員以外の者をプロジェクトチームの構成員に委嘱 又は任命することができる。

4 前項の規定により、委嘱又は任命された構成員の任期は、市長が委員長の意見を聴いて別に定める。 (平 23.8.1・一部改正)

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は, 高齢者福祉又は地域福祉に関する事務を所管する課において行う。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。 附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は, 平成 22 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 委員会の委員の最初の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

## 7 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

(平成29年4月1日現在)

	氏 名 区 分		区分	所属等
0	神部	智司	学識経験者	大阪大谷大学人間社会学部教授
	森川	太一郎	司法関係者	くるみ法律事務所弁護士
0	宮﨑	睦雄		芦屋市医師会理事
	川部	博子	保健, 福祉及び医療	芦屋市健康福祉事務所地域保健専門員
	佐野	武	関係者	芦屋市地域包括支援センター運営協議会 委員
	福田	晶子		芦屋市自立支援協議会委員
	上田	晴男	権利擁護支援センター 関係者	NPO法人PASネット理事長
	加納	多惠子		芦屋市社会福祉協議会会長
	浦野	京子	福祉団体関係者	芦屋市民生児童委員協議会民生児童委員
	大島	眞由美		芦屋市ケアマネジャー友の会
	植田	英三郎	その他関係者	芦屋市シルバー人材センター
	西村	京	市民委員	市民
	寺本	慎児	行政関係者	芦屋市福祉部長

## 8 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領

(設置)

第1条 芦屋市権利擁護支援センター事業(以下「センター事業」という。)の適正な運営の確保,公正・中立性の担保を目的とし、センター事業を円滑かつ適正に運営するため、芦屋市権利擁護支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) センターの事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) センター事業の運営及び評価に関すること。
- (3) センター事業に関する苦情に関すること。
- (4) 虐待等,権利侵害への対応や権利擁護事案の専門的検討,支援方針・方法等に関すること。
- (5) 成年後見利用ニーズに関する専門的検討,市長申立て,センター事業受託法人による受託等に関すること。
- (6) 芦屋市権利擁護支援者人材バンクの活動に関すること。
- (7) 市民後見人候補者登録および市民後見人の受任調整に関すること。
- (8) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(平 28.12.1・一部改正)

(組織)

- 第3条 運営委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス提供事業者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会において、必要があると認めるときは、委員以 外の者を出席させて意見等を 聴くことができる。

(小委員会)

- 第8条 委員会は,第2条第4号から第7号までに規定する事項を審議するため小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、権利擁護支援専門委員会(以下「専門委員会」という。)と称する。
- 3 専門委員会は,第3条第2項第2号,第3号及び第4号の委員と芦屋市権利擁護支援センターの 職員のうちから5名以内で組織する。
- 4 専門委員会に委員の互選により委員長を置く。
- 5 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 専門委員会の委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 7 専門委員会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め専門委員会の委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか運営委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が運営委員会に 諮り定める。

## 9 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会委員名簿

(平成29年4月1日現在)

	氏 名		区分	所 属 等	
0	神部	智司	学識経験者	大阪大谷大学人間社会学部教授	
	森川	太一郎	司法関係者	くるみ法律事務所弁護士	
0	宮﨑	睦雄	保健, 福祉及び医療	芦屋市医師会理事	
	川部	博子	関係者	芦屋市健康福祉事務所地域保健専門員	
	神田	信治		芦屋市ケアマネジャー友の会代表	
	佐野	武	介護サービス及び介護予 防サービス提供事業者	芦屋市介護サービス事業者連絡会会長	
	三芳	学		芦屋市障がい者機関相談支援センター センター長	
	玉木	由美子	行がい日本明で学	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会世話人	
	岡本	直子	福祉団体関係者	芦屋市民生・児童委員協議会会長	
	寺本	慎児	行政関係者	芦屋市福祉部長	

<sup>◎=</sup>委員長,○=副委員長

## 10 芦屋市権利擁護支援センター専門委員会 構成員名簿

(平成29年4月1日現在)

	氏	名	区分	所 属
0	森川	太一郎	司法関係者	くるみ法律事務所弁護士
	宮﨑	睦雄	保健, 福祉及び医療	芦屋市医師会理事
	川部	博子	関係者	芦屋市健康福祉事務所地域保健専門員
	神田	信治	介護サービス及び介護予防サ ービス提供事業者	芦屋市ケアマネジャー友の会代表
	上田	晴男	芦屋市権利擁護支援センター	芦屋市権利擁護支援センター

◎ =委員長

## 10 引用・参考文献

## 引用・参考文献

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」 (平成 26 年 12 月 社団法人日本社会福祉士会)

「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド」 (平成22年2月 社団法人日本社会福祉士会)

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (平成18年 3月厚生労働省老健局)

「虐待対応専門研修地域包括支援センター現任者コース 多々良紀夫氏資料」 (平成20年 社団法人日本社会福祉士会)

「平成 21 年度 地域包括支援センターステップアップ研修 川端伸子氏資料」

# 11 相談先等一覧

芦屋市の高齢者虐待相談窓口	
芦屋市東山手高齢者生活支援センター (朝日ヶ丘町・岩園小学校区)	0 7 9 7 - 3 2 - 7 5 5 2
芦屋市西山手高齢者生活支援センター	0797-25-7681 (直通)
(山手小学校区) 	0797-25-7100
芦屋市精道高齢者生活支援センター (精道中学校区)	0797-34-6711
芦屋市潮見高齢者生活支援センター	0797-34-4165 (直通)
(潮見中学校区) 	0797-34-9287
芦屋市福祉部高齢介護課 (全市・通報先)	0797-38-2044

権利擁護相談窓口	
芦屋市権利擁護支援センター	0707 21 0602
権利擁護専門相談(予約必要)	0797-31-0682
(毎週火曜日午後1時半~3時半)	

こころのケア相談(精神保健等相談)	
芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707

総合相談窓口	
芦屋市社会福祉協議会	0797-31-0681

法律等に関する相談	
法律相談(多重債務整理など)	0797-38-5401
窓口:お困りです課 金曜日 午後1時~4時	0,3, 30 3101
消費関係のトラブル	0797-38-2034
窓口:消費生活センター	0797-30-2034
人権相談(予約必要) 第2・4火曜日	0797-38-2055
窓口:人権推進課 午後1時~4時	0797-30-2033
法的トラブル	0570-078374
窓口:法テラス(日本司法支援センター)	0370-078374
成年後見等の権利擁護に関する相談	06-4869-7613
窓口:兵庫県弁護士会阪神支部	00-4009-7013

